

第 2 期子ども・子育て支援事業計画（案）

令和 2 年 3 月

ひたちなか市





# 目 次

## 第1章 計画の概要

- 1. 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2. 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 4. 計画の策定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

## 第2章 現状と課題

- 1. 少子高齢化の進行，家族や地域の絆の希薄化・・・・・・・・4
- 2. 人口の減少・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 3. 保育需要の高まり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 4. ニーズ調査の分析結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

## 第3章 基本的な考え方

- 1. 計画の基本理念と基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
- 2. 計画の構成・体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

## 第4章 子ども・子育て支援事業計画

- 1. 法定施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
- 2. 放課後子どもプラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
- 3. 重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57

# 第 1 章 計画の概要



# 1 計画の概要

## (1) 策定の趣旨

近年、子ども・子育てを取り巻く環境は、核家族化の進展などによる家族形態の変化、ライフスタイルの多様化、地域の中での支え合いの希薄化など大きく変化しており、子育てに不安や孤立感を抱える家庭が増加するとともに、子育てニーズも多様化しております。

このような中、本市では、平成27年度からの5カ年を計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画」において、幼児教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業の需給計画を位置付けるとともに、「次世代育成支援対策行動計画」も取り込み、子育て環境の整備や地域における子育て支援なども含めて、一体的な計画として策定し、施策を推進してまいりました。

しかし、計画を推進するこの5年の間には、低年齢児を中心とした保育需要の急激な高まりにより、計画の満了を待たずに量の見込みを見直し、新たに保育所を設置し受入体制を急遽整備するなど、子ども・子育てを取り巻く環境は新たな局面を迎えております。

令和2年度からの5カ年を計画期間とする新たな計画については、引き続き、家族や地域の絆を活かした子育て支援に取り組むとともに、新たな課題に対応した子育て支援に取り組むための計画として策定するものです。

## (2) 計画の位置付け

### ① 法的位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条第1項に基づき、国が定める基本指針に即して策定するものです。同時に、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画として位置付けるとともに、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく事業計画を兼ねるものとします。

### (基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

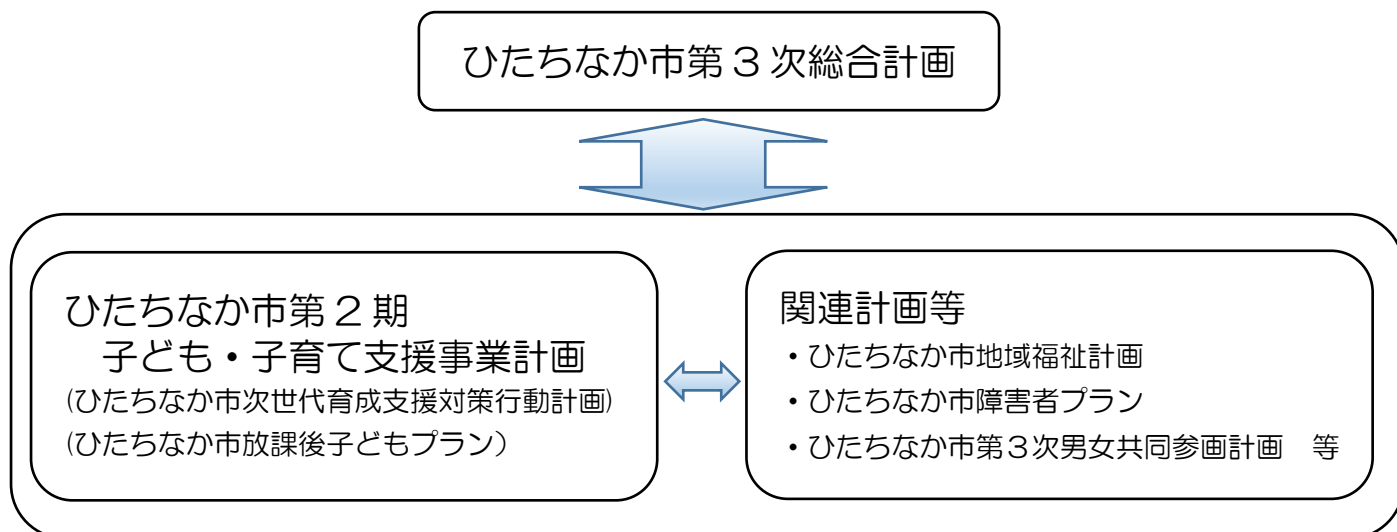
3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

### (市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

## ②計画体系における位置付け

本計画は、「ひたちなか市第3次総合計画」を上位計画とする、子ども・子育て支援分野の個別計画として位置付けられる計画です。また、施策を総合的、一体的に進めるため関連する個別計画と調和を保ち策定するものです。



## ③計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から6年度までの5年間とします。

## ④計画の策定方法

本計画は、子どもの保護者、学識経験者、民間保育所並びに私立幼稚園の代表者及び保育士・教諭、商工会議所や小学校等の関係機関の代表者、地域福祉関係者などから構成される「ひたちなか市子ども・子育て審議会」での審議を踏まえて策定しました。

また、「ひたちなか市パブリック・コメント実施要綱」に基づき、計画策定にあたっての意見を広く市民の皆様から募集し、2人の方から2件の貴重なご意見をいただきました。



## 第2章 現状と課題



## 2 現状と課題

### (1) 少子高齢化の進行，家族や地域の絆の希薄化

本市においても，少子化の進行により子どもの数が減少するとともに，核家族化も進み，家族の単位も小規模になっています。また，本市は全国規模の大企業や自衛隊駐屯地が立地することから，身近に親族や友人など頼ることができる人がいない中，子育てで孤立する家庭も増加しています。

このことから，引き続き，地域におけるサロン活動を支援するとともに，家族や地域の絆を補完する取組を進めていく必要があります。

また，子どもの数の減少や子どもが被害者となる犯罪の増加などにより，かつてのように子どもが駆け回る姿を見ることも少なくなるとともに，ゲームの普及，塾や習い事の増加などにより，子どもの放課後の過ごし方，遊びも変化してきています。幼児期から青少年期は，仲間とともに過ごすことで，模倣，対立などの他者との関わりを通して社会性を培い，心身ともに豊かに成長する重要な期間であることから，安全安心に子どもを遊ばせることができる環境づくりに取り組んでいく必要があります。

### (2) 人口の減少

本市の人口動態を見ると，社会動態については，転出入が拮抗しているものの，出生数と死亡数に基づく自然動態はすでに減少に転じており，子どもを産む世代も減少が続いている現状から，今後も加速度的に人口が減少していくことが見込まれています。

子育てをする世代，すなわち働く世代の人口減少は，まちづくりを支える税収の減少のみならず，まちの活力の減退にも繋がっていくことから，子育て世代のニーズに即したまちづくりを進め，定住を促進していくことが，本市が持続的に発展するためには不可欠です。

### (3) 保育需要の高まり

近年は，保育所入所の低年齢化が進み，多くの保育士の配置を要する 0，1 歳児において急激に需要が高まっていることから，的確に将来の保育需要を推計し，必要な受入体制を確保していく必要があります。

また，保育所においては保育士が慢性的に不足しており，児童の受入体制にも支障が生じています。近年の保育需要の増大とも相まって，保育士の業務は多忙化していることから，保育士の負担を軽減し，やりがいをもっていきいきと働くことができる環境を確保していく必要があります。公定価格により担保される保育士の給与についても，自治体間の競争に陥ることのないよう配慮しながら，改善に向けて取り組んでいく必要があります。

その一方で幼稚園においては，園児の減少が続いており，一部の施設には余剰が生じています。また，市内全ての私立幼稚園においては，夏季休暇中や朝夕の預かり保育を実施しており，今後は私立幼稚園も最大限に活用しながら預かり体制を構築していく必要があります。

#### (4) ニーズ調査の分析結果

ひたちなか市における保育・教育・子育て支援の「これから必要な量」を算出するため、市民の皆様への保育・教育・子育てに関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握することを目的とし、「ひたちなか市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。調査の概要は以下の通りです。

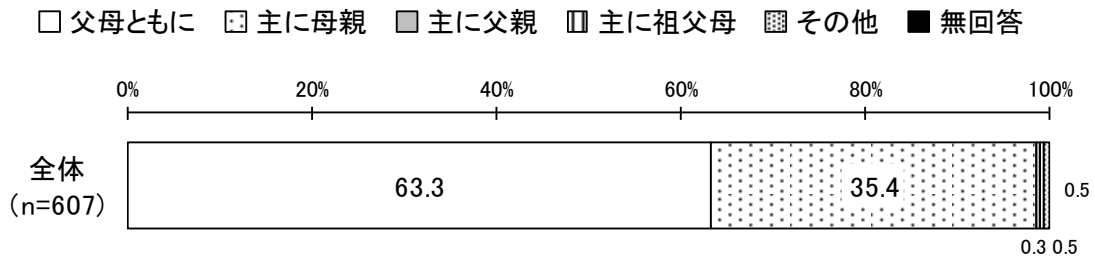
調査名	対象者	調査時期	配布数	有効回収数 (有効回収率)
ひたちなか市子ども・子育て支援に関するニーズ調査	ひたちなか市在住の就学前子どもの保護者	令和元年7月10日～7月22日	1,000	607 (60.7%)

##### <注目する点>

- ・子育ての担い手として、「父母ともに」行っているとの回答が一番多い一方で、「主に母親」との回答も3割を超えています。しかし、前回調査と比較して、「父母ともに」が6%増加し、「主に母親」が5%減少していることから、徐々に母親中心から夫婦で子育てをすると認識する保護者が増えている傾向がみられます。
- ・緊急時のみ祖父母等の親族や友人知人に預けることができる方が86.0%と高い割合となっている一方で、誰にも預けることができない方も12.2%となっています。
- ・子育てについての相談先の有無について、96.0%の方が「いる」と答えており、孤立している家庭は多くはないが、約4%の方は何らかの相談支援を必要としています。
- ・子育て支援拠点事業の利用意向のある方は30.5%となっており、現利用者の割合(25.5%)と比較して、新たな利用意向は5%となっています。また、「利用回数を増やしたい」と回答した方が14.8%おり、使用者数の拡大が見込まれる。
- ・前回調査と比較して専業主婦が15%減少しており、仕事をする母親が増えています。特にフルタイム以外で就労する方が増えていますが、一方で子育てや家事に専念したいと回答する方も微増しています。
- ・児童の通園先として、「幼稚園に入園させたい」「保育園に入園させたい」と特定の教育・保育施設を希望する方が47.8%でしたが、「必要な時間預けることができれば幼稚園でも可」と回答した方も43.2%となっています。
- ・「無償化により新たに教育・保育施設を利用したい」と回答した方が27.3%いるため、無償化により新たな需要は一定数の増加が見込まれます。また、その際に利用したい事業としては、私立幼稚園が56.4%、次いで認可保育所が45.9%と高いが、公立幼稚園も35.4%と高い割合となっています。
- ・病児保育事業について、実施場所として小児科併設を希望する方が79.4%と非常に高くなっています。
- ・保育所入所のために、育児休業取得期間を調整している母親が多くみられます。

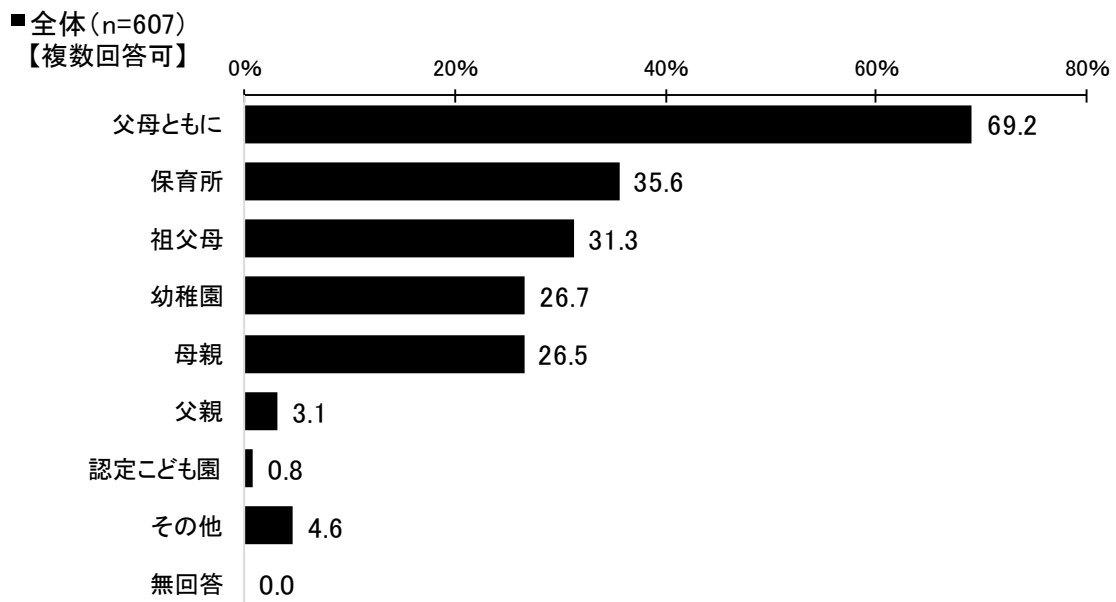
<ひたちなか市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果概要>

① 子育てを主に行っている方



6割を超える世帯が父母ともに子育てを主に行っていますが、35.4%の世帯では「主に母親」と回答しているとおおり、母親への依存度が高いことが分かります。しかし、前回調査と比較して、「父母ともに」が約6%増加し、「主に母親」が5%減少しており、子育てを夫婦で行う世帯が増えている傾向にあります。

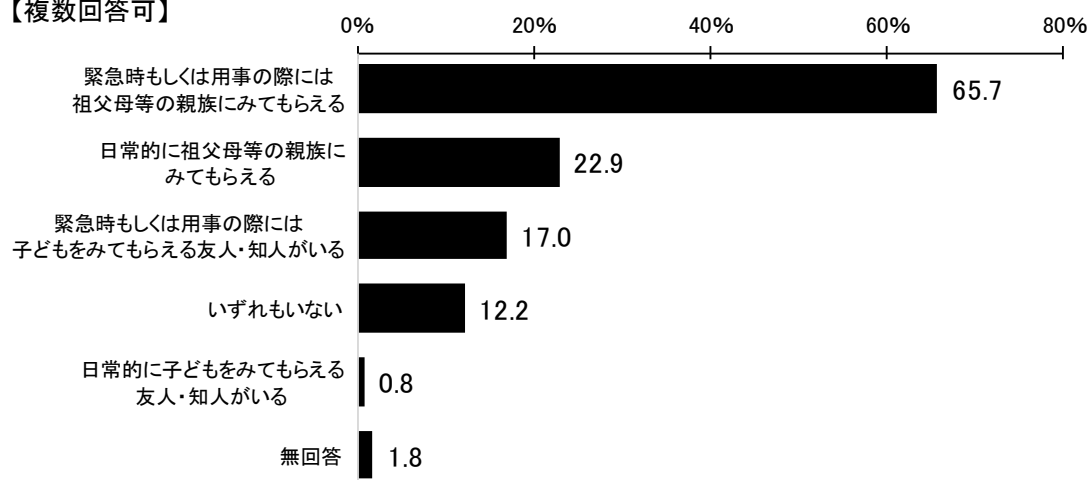
② 子育てに日常的に関わっている方・施設



約7割の世帯が父母ともに日常的に子育てに関わっていますが、これは前回調査と比較して約1割増加しています。また、保育所及び祖父母が約4%増加している一方、母親が約5%減少しており、母親が仕事をする等の理由により、母親中心の子育てからの変化が表れています。

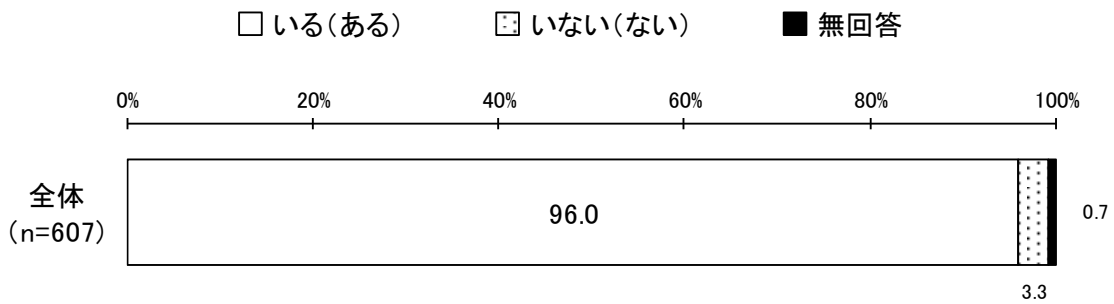
### ③ 子どもを預かってくれる方の有無

■ 全体 (n=607)  
【複数回答可】



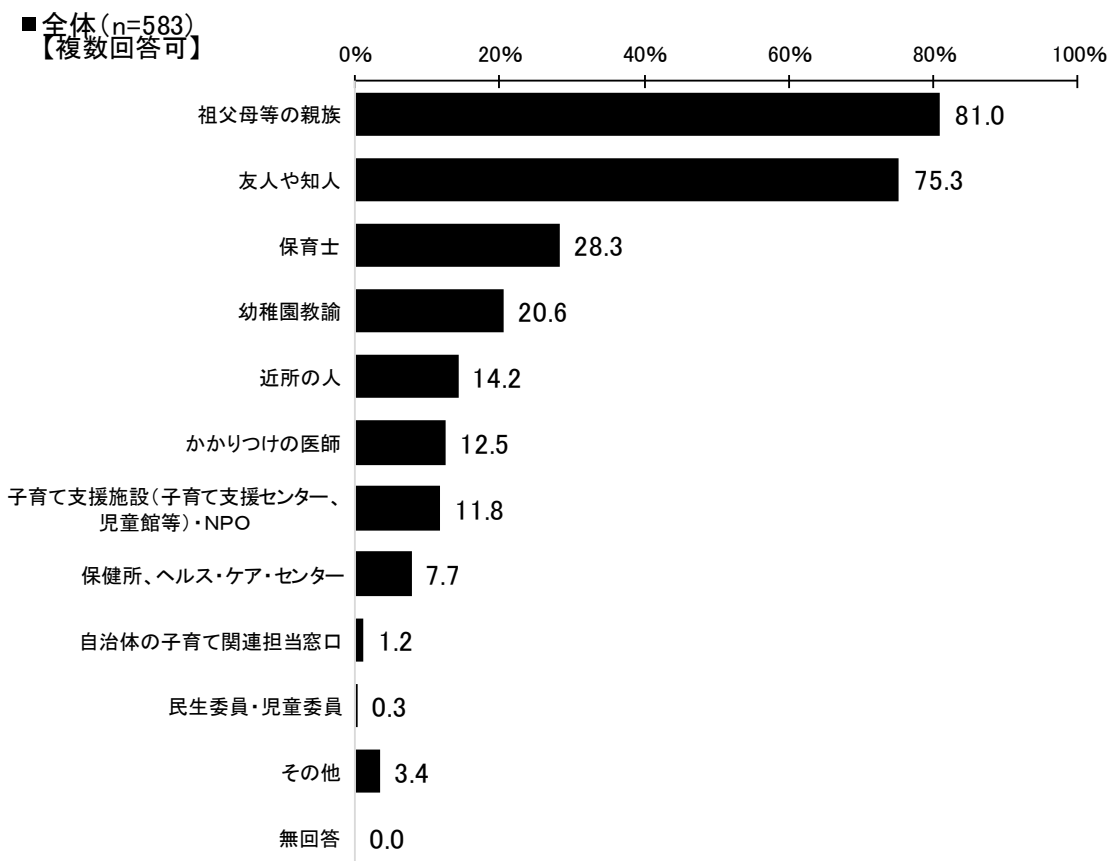
86.0%の方が日常的にまたは緊急時等に祖父母等の親族にみてもらえる一方で、12.2%の方が親族や友人・知人にも頼ることができない状況にあります。

#### ④ 子育てについての相談先の有無



子育てについての相談先がないと回答した方が3.3%、607人中20人いました。これらの方には、一刻も早い地域や行政の支援が必要となることから、訪問事業の拡充や子育て情報の発信強化等が求められます。

#### ④-1 子育てについての相談先



子育てについての相談先は、祖父母等の親族が8割と最も多くなっており、子育てにおける親族の関わり的重要性を示しています。また、前回調査と比較して保育士が8%、幼稚園教諭が6%増加しており、相談先としても求められていることがわかります。

⑤ 子育てをする上での周囲からのサポート

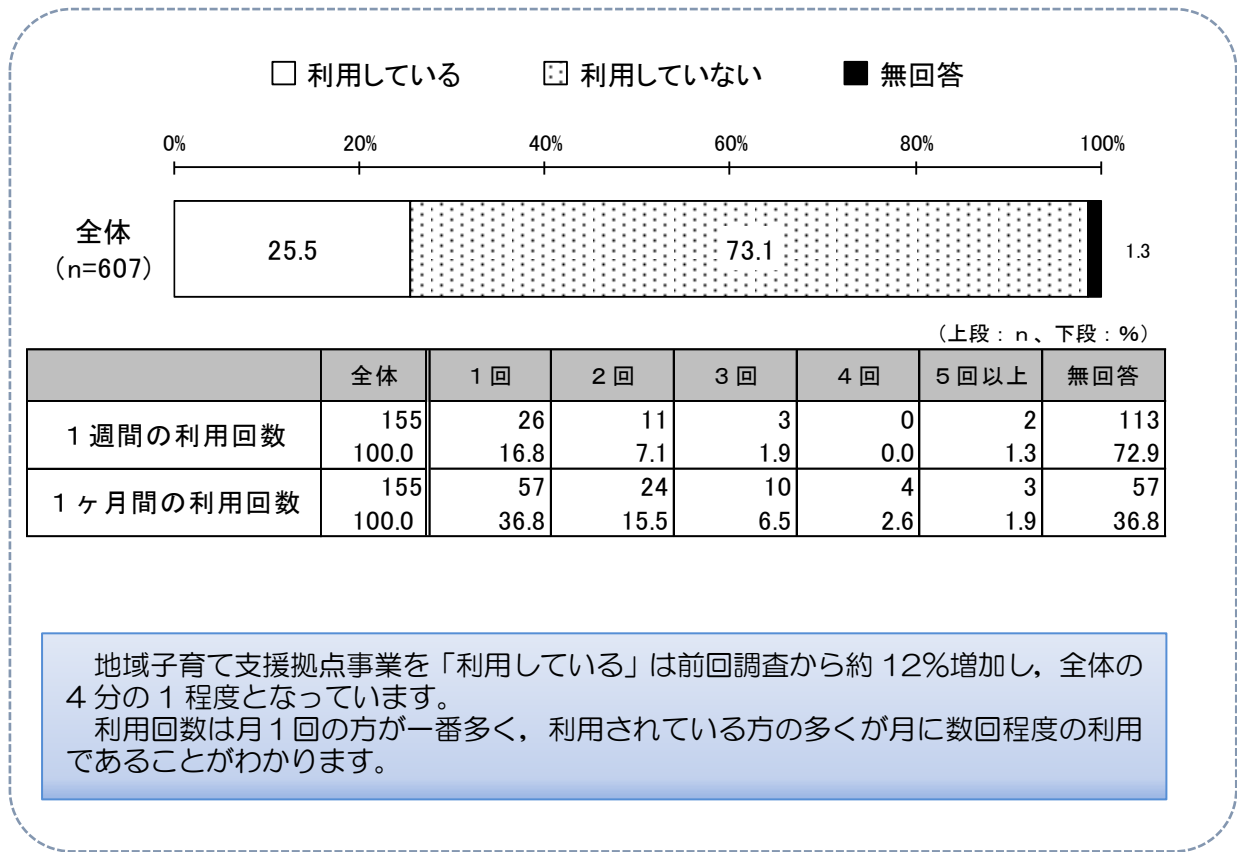
子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人、行政など）からどのようなサポートがあればよいかを自由に記述していただいたところ、269件の記述がありました。1人の方が複数の内容を記入している場合もあるため、意見の総件数は365件となっています。

以下は、意見を内容ごとにまとめたものです。

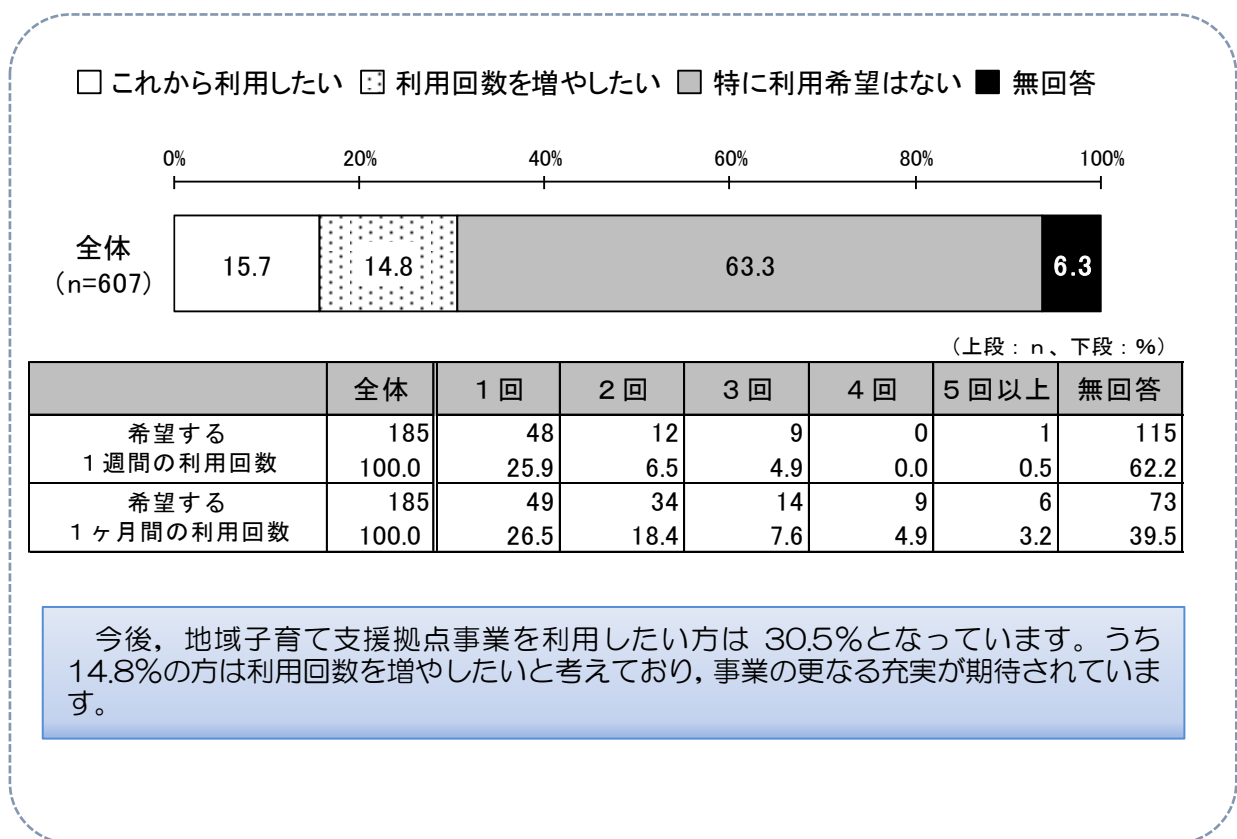
内容	回答数	%
経済的援助の充実	40	11.0
病児保育の充実	37	10.1
一時預かりよりもさらにもっと気軽に急な場合も子どもを預けられる緊急時のサポート	29	7.9
一時預かりの充実	28	7.7
育児相談, アドバイスなど精神的サポート	21	5.8
情報提供の充実	15	4.1
保育所や幼稚園の増設, 受入年齢・時間の充実	15	4.1
家族からの助け, 両親が休暇を取りやすい環境づくり	13	3.6
子育て交流の場の提供・充実	11	3.0
放課後児童クラブ(学童保育)や小学生の預かり事業の充実	11	3.0
公園・広場など屋外で遊べる場所の充実	10	2.7
児童館など屋内で遊べる場所の充実	9	2.5
子どもの教室, イベントの要望	9	2.5
自宅に来てベビーシッター, 家児代行サポートや話を聞いて欲しい	8	2.2
小児科の充実	7	1.9
検診・予防接種についての要望	6	1.6
子育て支援センターの充実	6	1.6
防犯体制の充実	6	1.6
ファミリー・サポート・センターの充実, 要望	5	1.4
乳幼児や幼稚園入園前の子ども向けの遊び場, 預かり制度の充実	5	1.4
長期休みに子どもを預けられる場所がほしい	5	1.4
送迎サービス, バスの充実	4	1.1
その他	62	17.0
満足している, 十分, 特に必要ない	3	0.8
総件数	365	100.0



⑥ 地域子育て支援拠点事業の利用状況



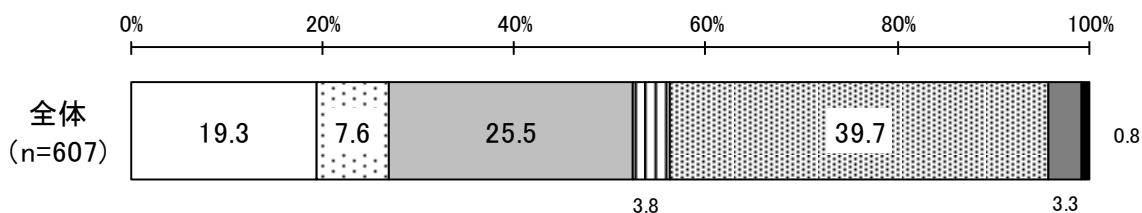
⑥-1 地域子育て支援拠点事業の利用意向



⑦ 保護者の就労状況

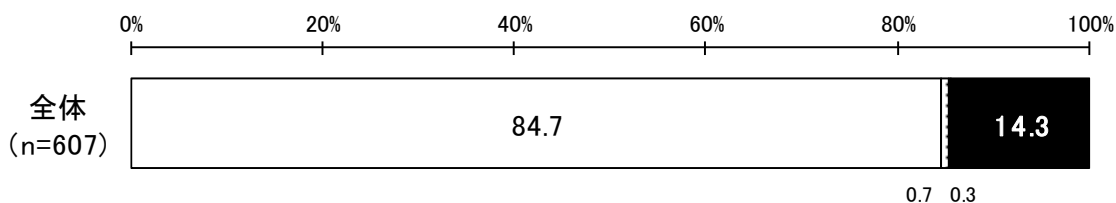
母親の就労状況

- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- フルタイム以外で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイム以外で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答



父親の就労状況

- フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、育休・介護休業中である
- フルタイム以外で就労しており、育休・介護休業中ではない
- フルタイム以外で就労しているが、育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

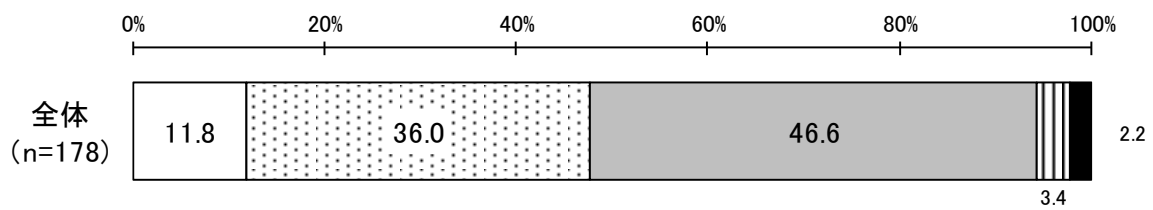


父親はほぼフルタイムで就労していますが、母親の就労はフルタイムが 26.9%、フルタイム以外が 29.3%にとどまり、39.7%の方が退職して専業主婦になっていることがわかります。

⑦-1 母親の就労希望

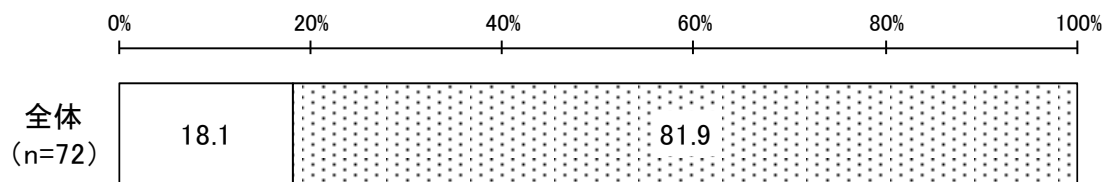
母親のフルタイムへの転換希望(現在フルタイム以外の就労の方)

- フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある
- フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない
- フルタイム以外の就労を続けることを希望する
- 仕事をやめて子育てや家事に専念したい
- 無回答



母親が希望する就労形態(現在就労していない方)

- フルタイム
- フルタイム以外
- 無回答

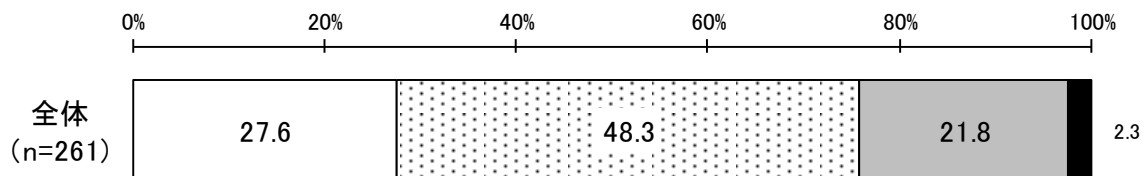


フルタイムへの転換を希望する方は 47.8%いますが、フルタイム以外を希望する方も比較的多い現状がうかがえます。

⑦-2 母親の就労開始時期

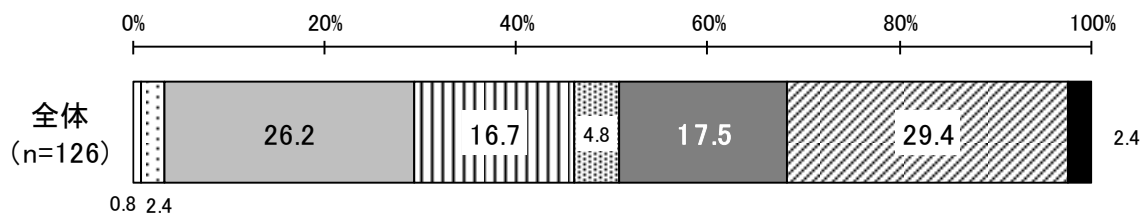
母親の就労希望(現在就労していない方)

- すぐにも、もしくは1年以内に就労したい
- 1年より先、一番下の子どもが0歳になったところに就労したい
- 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)
- 無回答



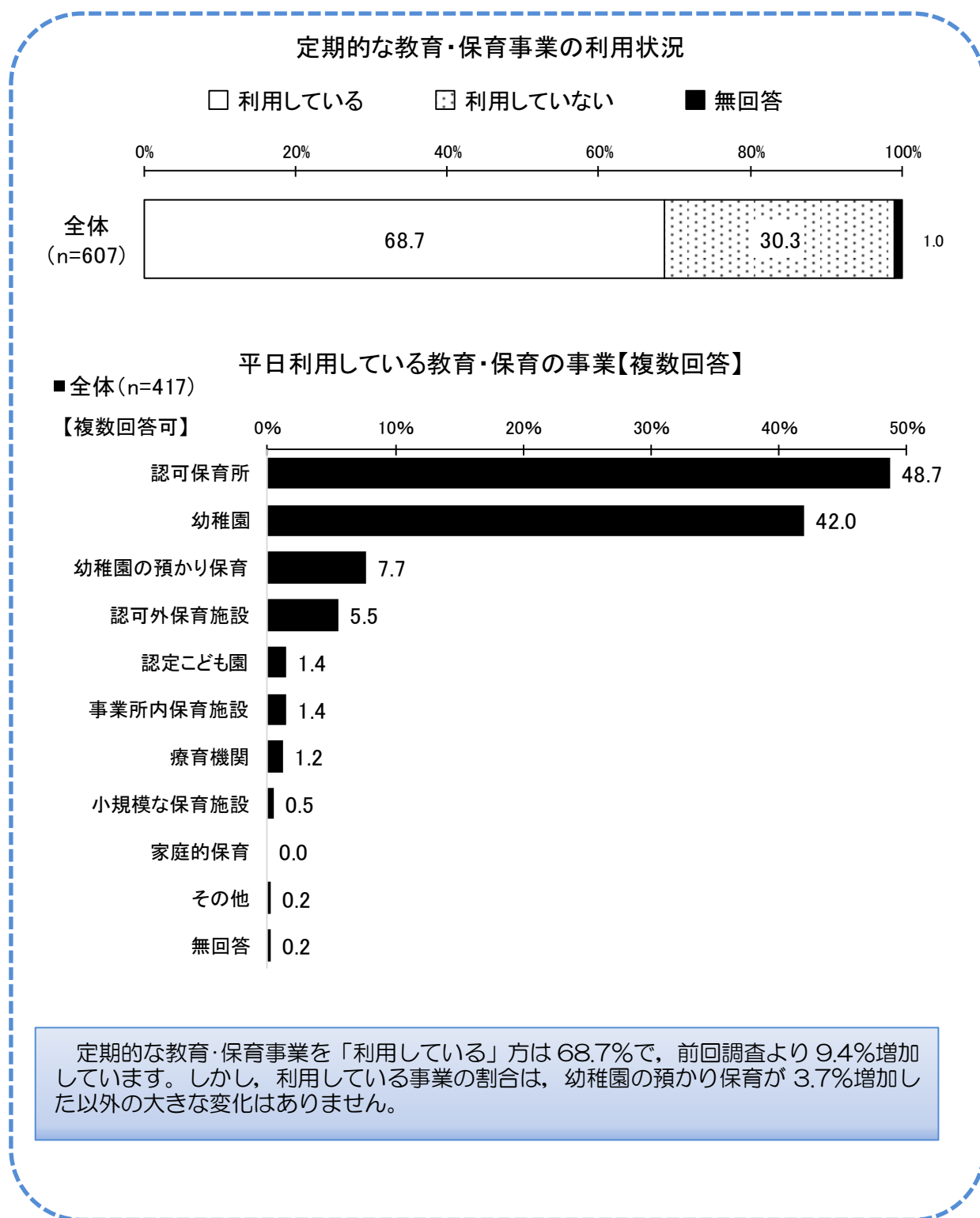
母親が1年より先、就労を考えるころの一番下の子どもの年齢

- 1歳
- 2歳
- 3歳
- 4歳
- 5歳
- 6歳
- 7歳以上
- 無回答

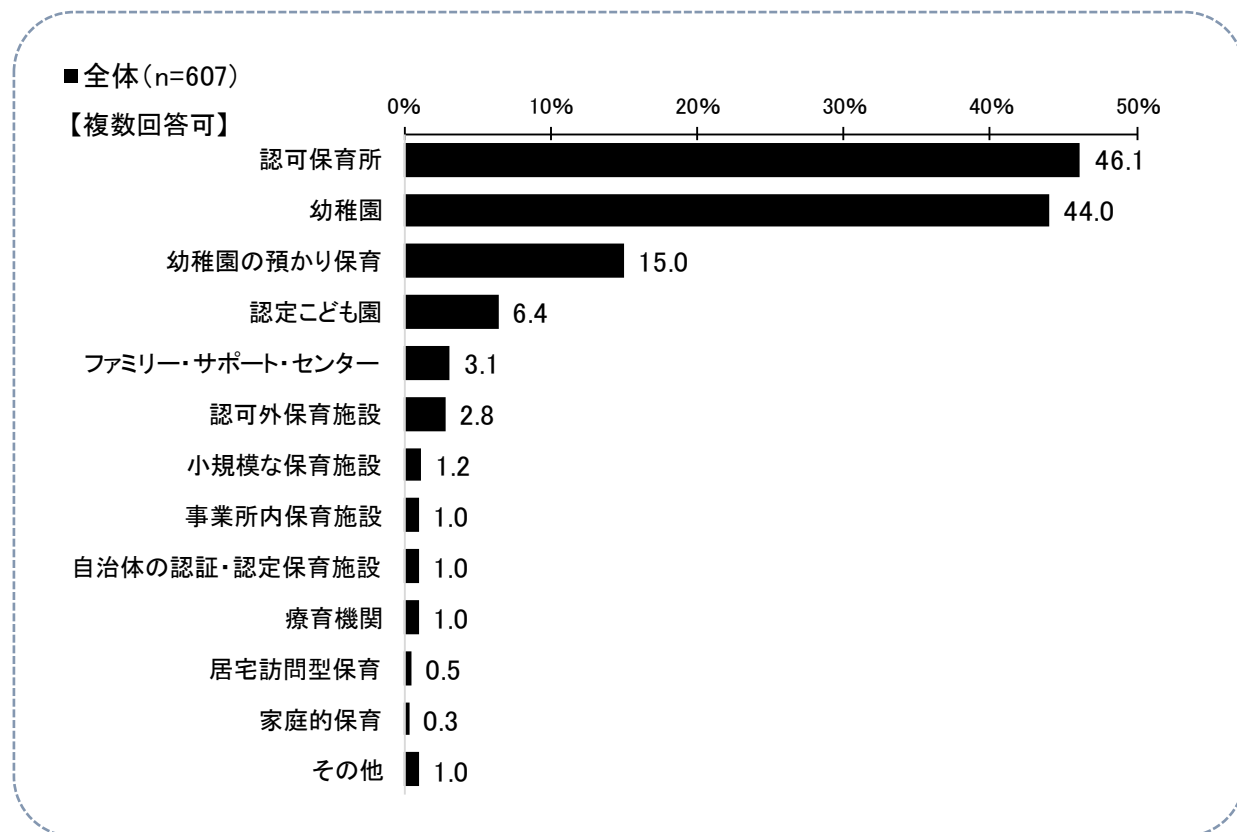


2歳が26.2%で一番多く、次いで7歳以上が29.4%となっています。小学校就学以降での就労を希望する方が多いことがうかがえます。

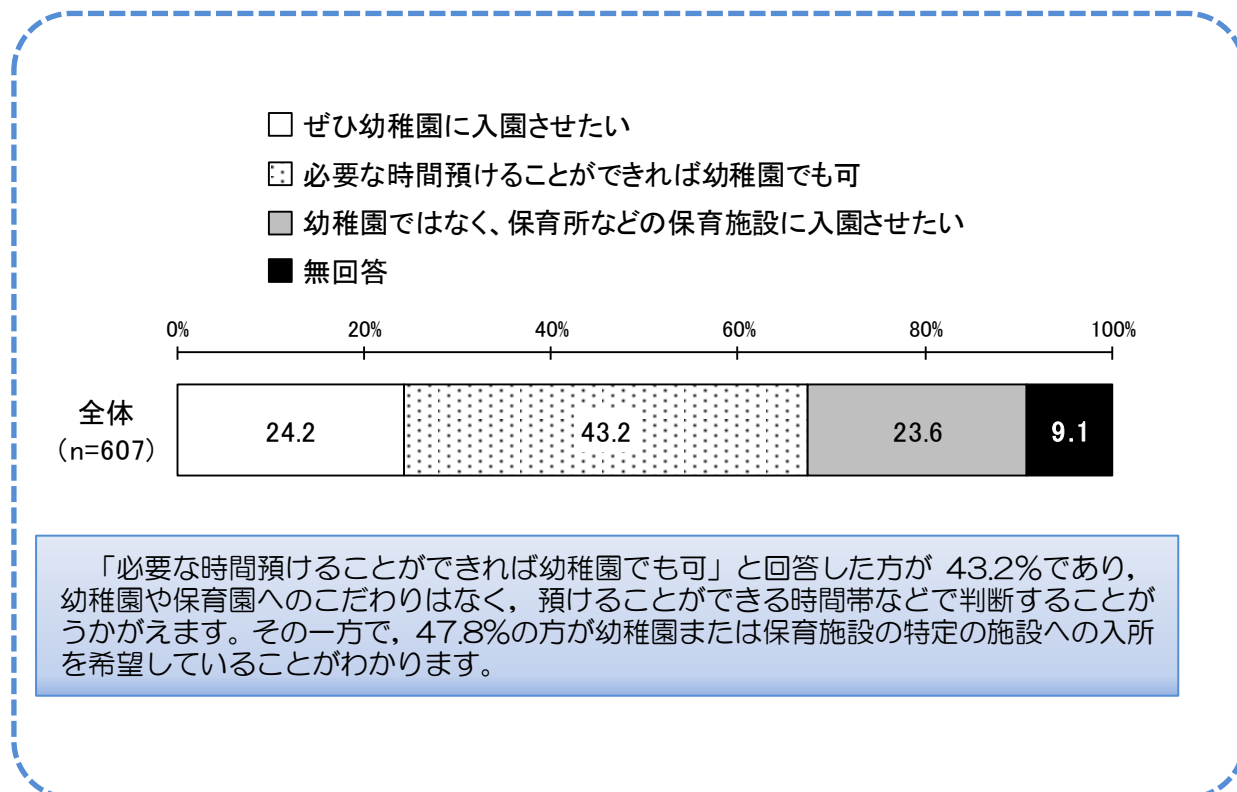
⑧ 定期的な教育・保育事業の利用の有無及び利用している事業



⑧-1 定期的に利用したいと考える事業



⑧-2 幼稚園への入園希望



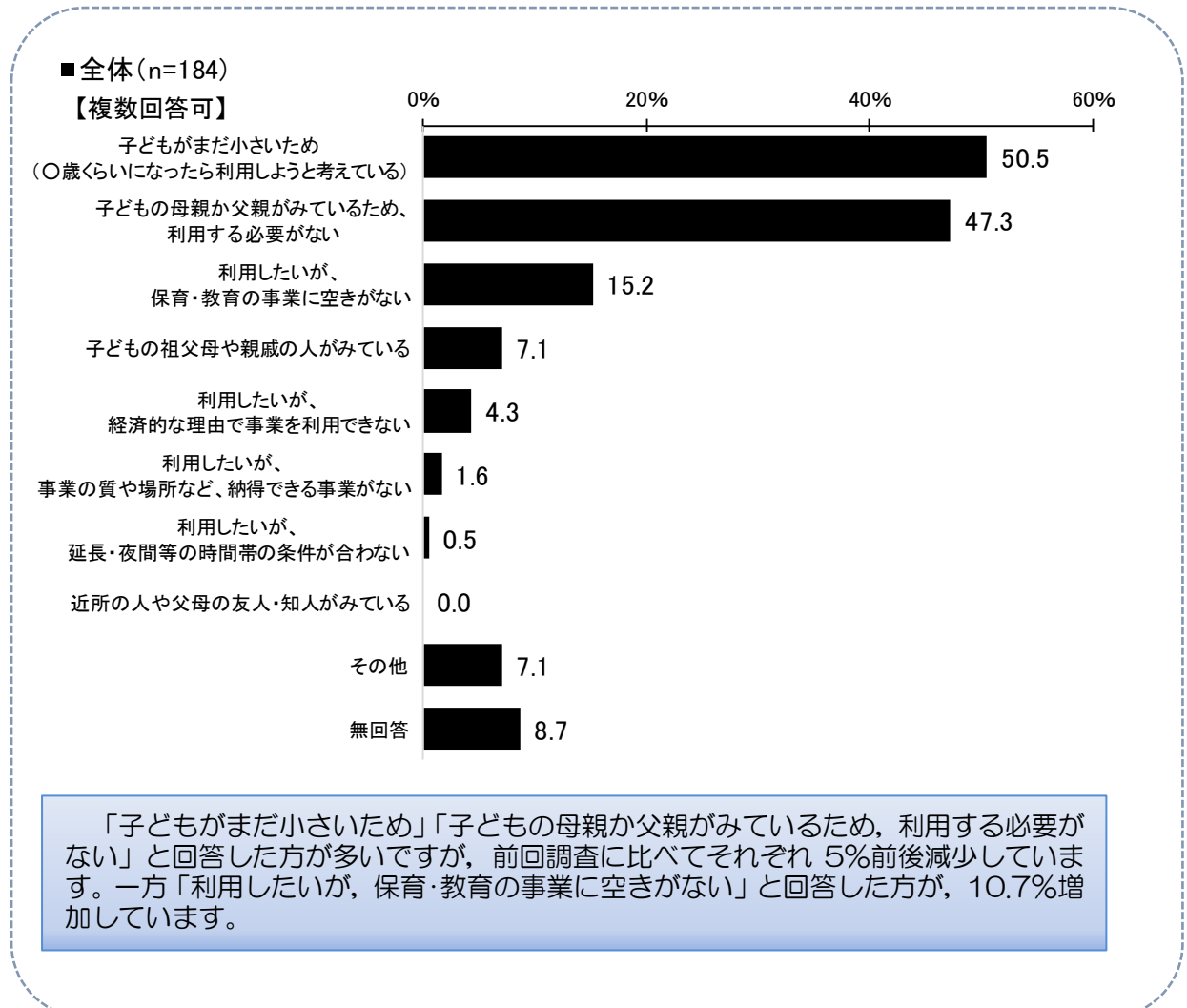
平日利用している教育・保育の事業別幼稚園の入園希望

(⑧下段と⑧-2 のクロス集計)

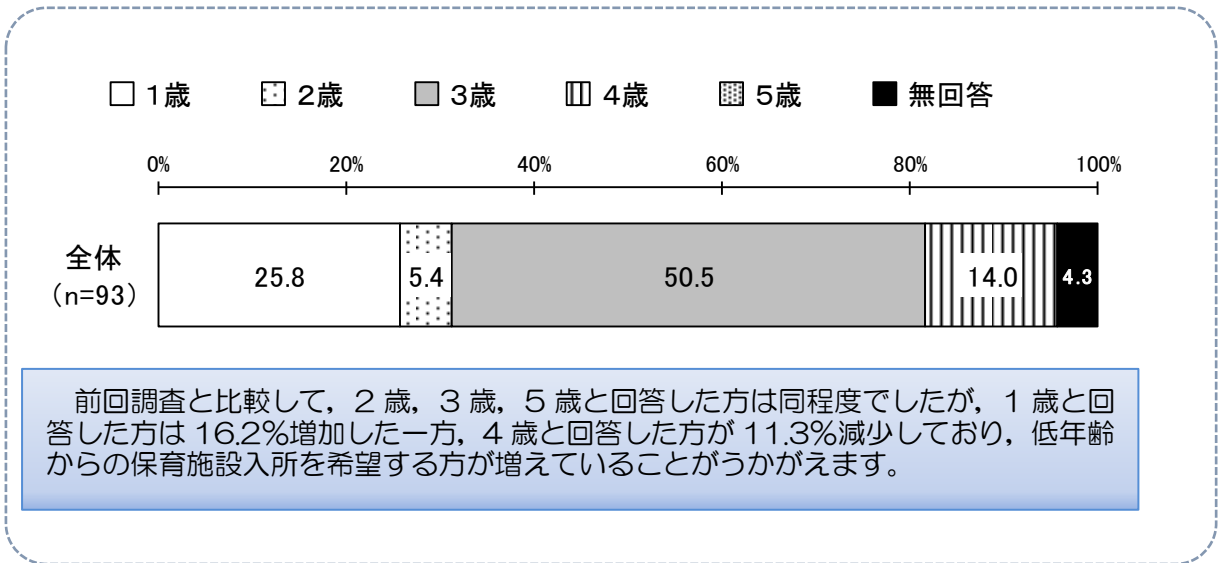
(上段：n、下段：%)

		合計	幼稚園の入園希望			
			ぜひ幼稚園に入園させたい	必要な時間預けることができれば幼稚園でも可	幼稚園ではなく、保育所などの保育施設に入園させたい	無回答
全体		607 100.0	147 24.2	262 43.2	143 23.6	55 9.1
平日の定期的な教育・保育事業の利用施設	幼稚園	175 100.0	69 39.4	73 41.7	9 5.1	24 13.7
	幼稚園の預かり保育	32 100.0	15 46.9	10 31.3	4 12.5	3 9.4
	認可保育所	203 100.0	7 3.4	86 42.4	95 46.8	15 7.4
	認定こども園	6 100.0	0 0.0	4 66.7	2 33.3	0 0.0
	小規模な保育施設	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	家庭的保育	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	事業所内保育施設	6 100.0	0 0.0	3 50.0	3 50.0	0 0.0
	認可外保育施設	23 100.0	0 0.0	13 56.5	6 26.1	4 17.4
	療育機関	5 100.0	2 40.0	3 60.0	0 0.0	0 0.0
	その他	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

⑧-3 定期的な教育・保育事業を利用していない理由

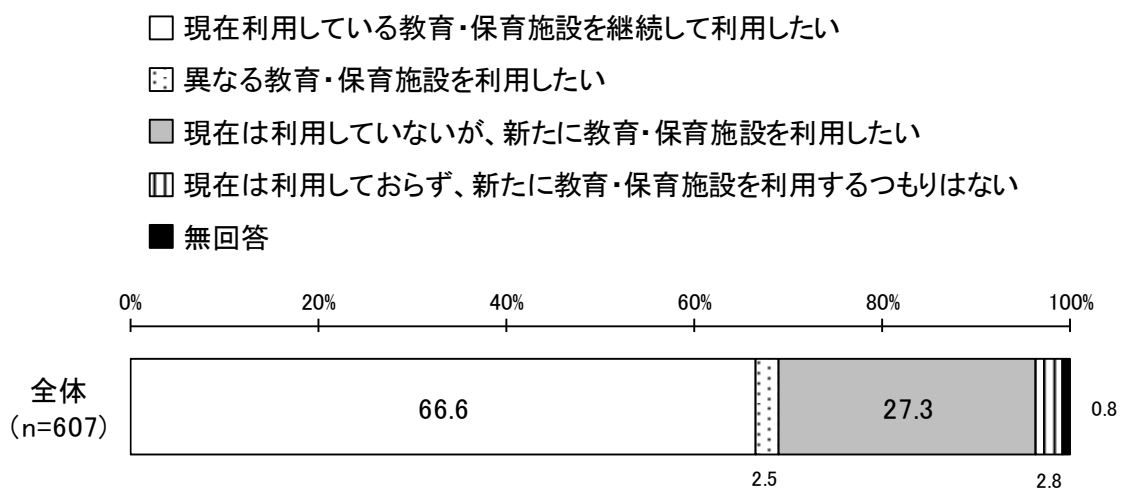


⑧-4 定期的な教育・保育事業を利用し始める年齢 (⑨-2「子どもがまだ小さいため」と回答した方)



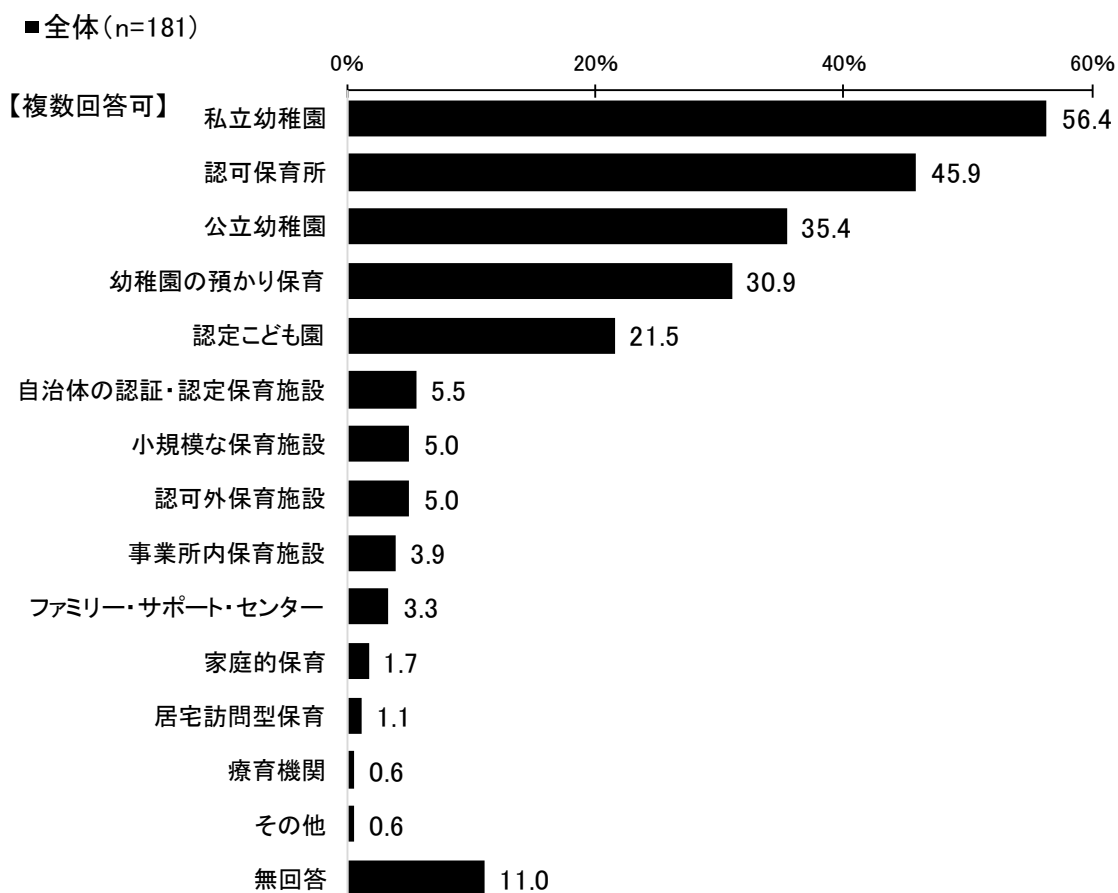


⑨ 幼児教育・保育無償化に伴う定期的に利用したい事業の変化



現在利用している施設を継続して利用したい方が最も多いですが、「現在は利用していないが、新たに教育・保育施設を利用したい」と答えた方が27.3%おり、教育・保育事業の需要拡大が見込まれます。

⑨-1 無償化になった場合に新たに利用したい事業（⑪「異なる教育・保育施設を利用したい」「現在は利用していないが、新たに教育・保育施設を利用したい」と回答した方）



私立幼稚園と回答した方が最も多く、続いて認可保育所、公立幼稚園となっています。無償化により幼稚園への入所希望が非常に高いことがわかります。

無償化に伴う定期的に利用したい事業の変化別無償化になった場合新たに利用したい事業  
 (⑨と⑨-1のクロス集計)

(上段：n、下段：%)

		無償化になった場合新たに利用したい事業								
		公立幼稚園	私立幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所	認定こども園	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	
全体		181 100.0	64 35.4	102 56.4	56 30.9	83 45.9	39 21.5	9 5.0	3 1.7	7 3.9
事業用定期変化的に無償化に伴	異なる教育・保育施設を利用したい	15 100.0	2 13.3	7 46.7	7 46.7	10 66.7	5 33.3	0 0.0	1 6.7	0 0.0
	現在は利用していないが、新たに教育・保育施設を利用したい	166 100.0	62 37.3	95 57.2	49 29.5	73 44.0	34 20.5	9 5.4	2 1.2	7 4.2

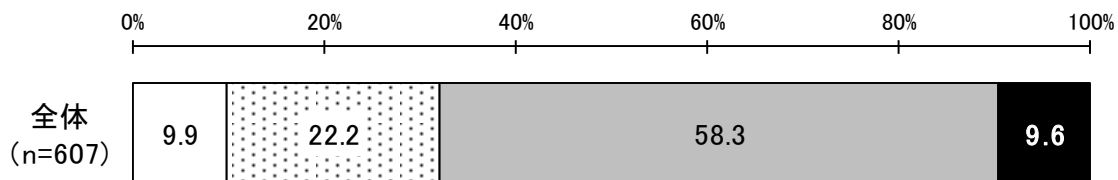
  

		無償化になった場合新たに利用したい事業							
		自治体の認証・認定保育施設	認可外保育施設	居宅訪問型保育	ファミリー・サポート・センター	療育機関	その他	無回答	
全体		181 100.0	10 5.5	9 5.0	2 1.1	6 3.3	1 0.6	1 0.6	20 11.0
事業用定期変化的に無償化に伴	異なる教育・保育施設を利用したい	15 100.0	1 6.7	1 6.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	現在は利用していないが、新たに教育・保育施設を利用したい	166 100.0	9 5.4	8 4.8	2 1.2	6 3.6	1 0.6	1 0.6	20 12.0

⑩ 土曜日、日曜日・祝日、長期休業日の定期的な教育・保育事業の利用希望

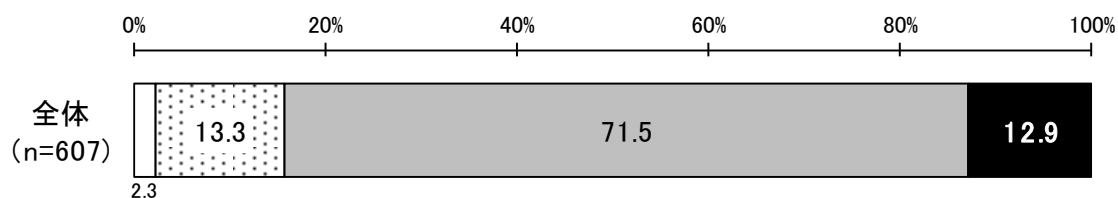
土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望

□ ほぼ毎週利用したい □ 月に1~2回利用したい □ 利用する必要はない ■ 無回答



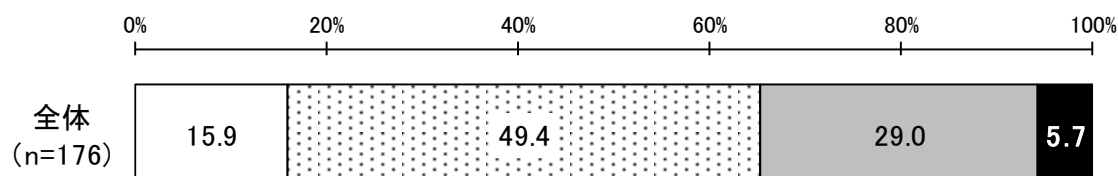
日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

□ ほぼ毎週利用したい □ 月に1~2回利用したい □ 利用する必要はない ■ 無回答



長期休業日の定期的な教育・保育事業の利用希望【幼稚園利用者のみ】

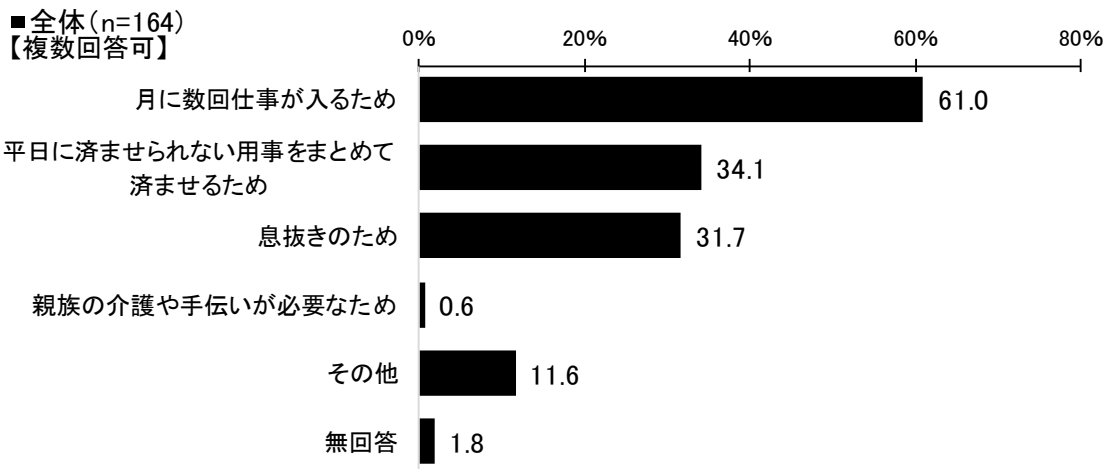
□ ほぼ毎日利用したい □ 週に数日利用したい □ 利用する必要はない ■ 無回答



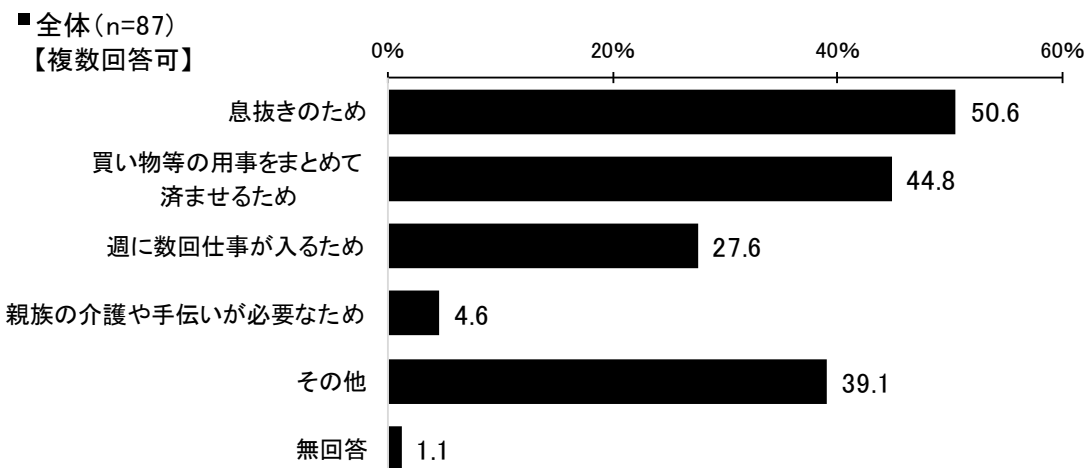
前回調査と比較して、どの項目においても「利用する必要はない」と回答した方が減少し、「ほぼ毎日利用したい」「月に1~2回利用したい」と回答した方が増加しています。特に長期休業中の利用希望については、「ほぼ毎日利用したい」が4.2%、「週に数日利用したい」が10.1%増加しています。

⑩-1 土曜日、日曜日・祝日、長期休業日に定期的な教育・保育事業をたまに利用したい理由

土曜日と日曜日・祝日に教育・保育事業をたまに利用したい理由

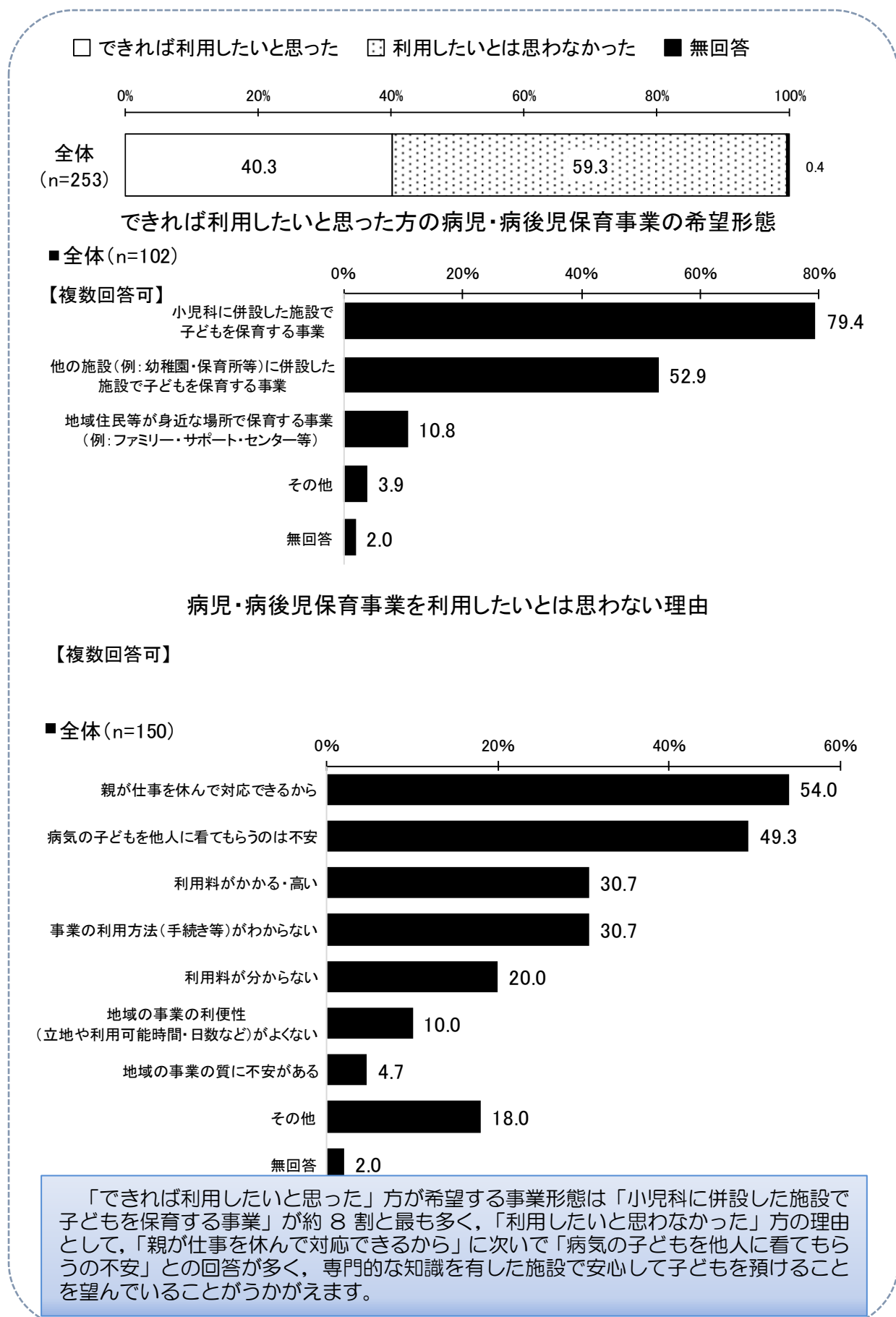


長期休業日に教育・保育事業をたまに利用したい理由

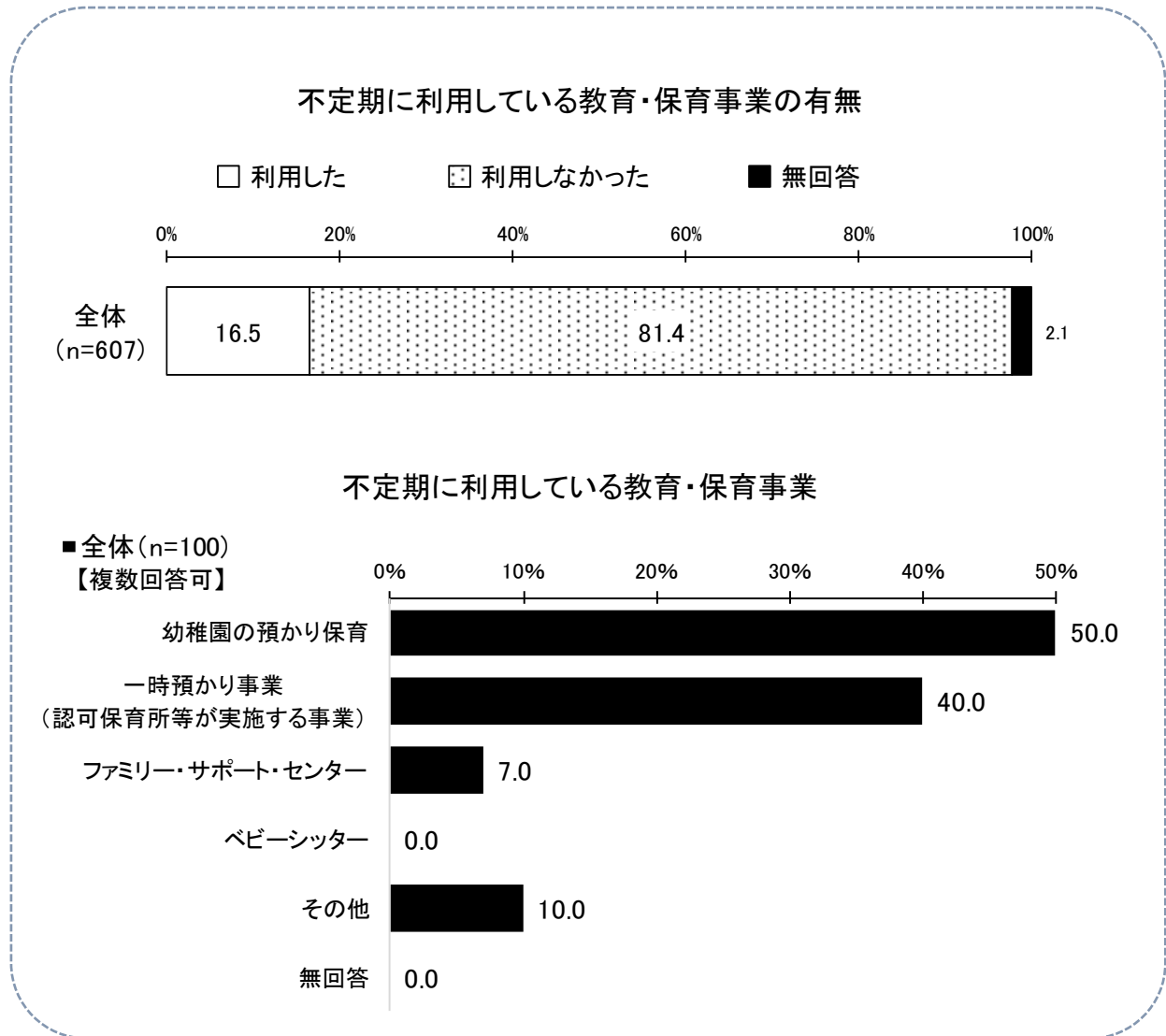


土曜日、日曜日・祝日に教育・保育事業をたまに利用したい理由としては、「月に数回仕事が入るため」が約6割で最も多く、就業形態の多様化等が反映されています。  
長期休業日に教育・保育事業をたまに利用したい理由は、「息抜きのため」「買い物等の用事をまとめて済ませるため」が多く、日々子育てに追われて余裕がない状況等がうかがえます。

⑪ 病児・病後児保育の利用意向及び希望する事業形態

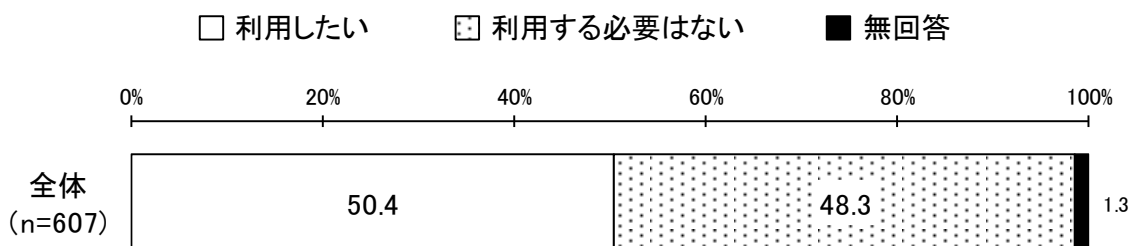


⑫ 不定期の教育・保育事業の利用状況

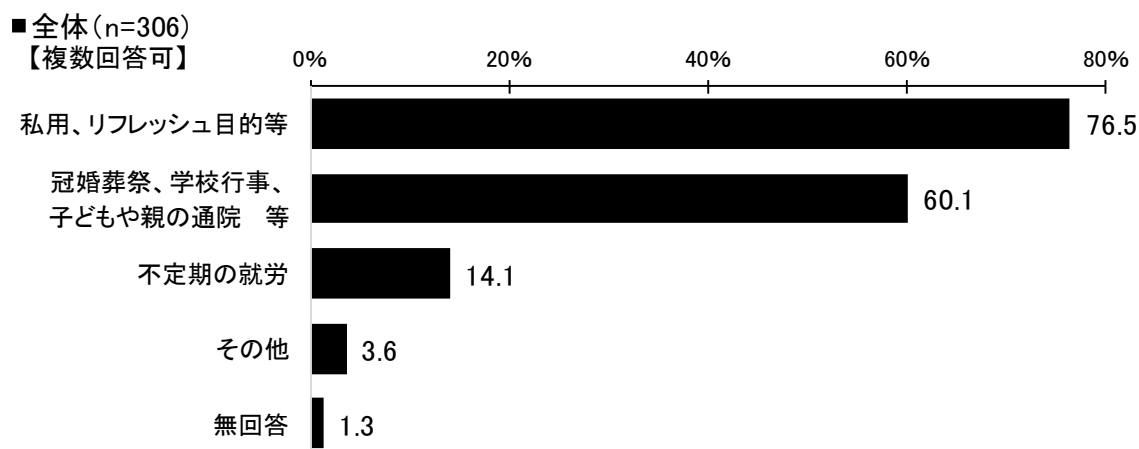


⑫-1 不定期の教育・保育事業の利用意向及び利用目的

不定期な教育・保育事業の利用希望



不定期な教育・保育事業を利用したい目的

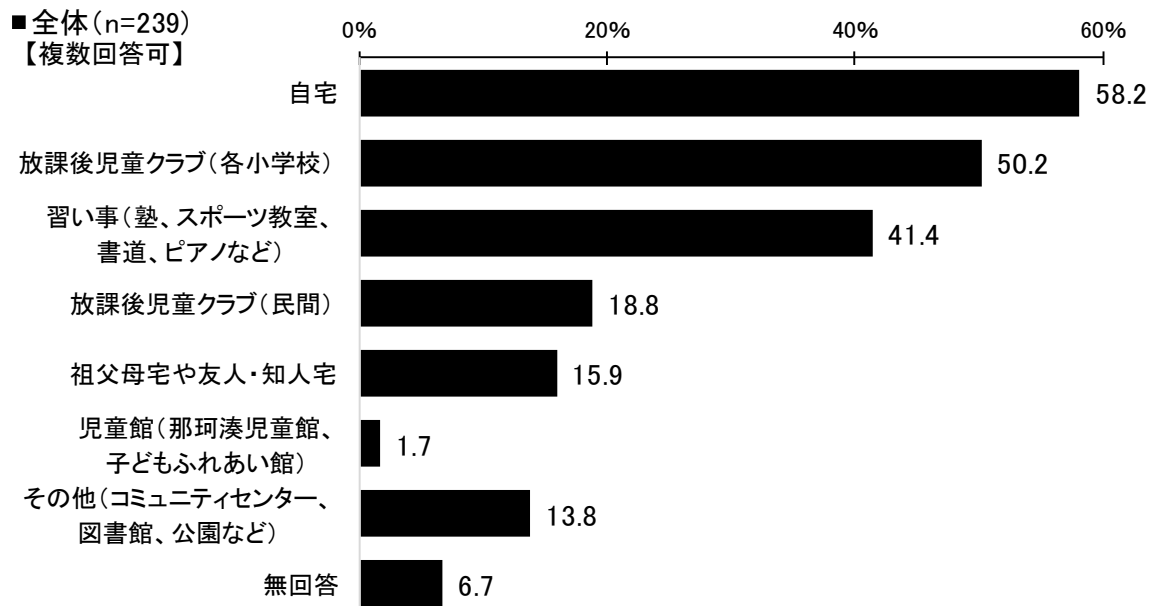


教育・保育事業を不定期的に利用している方が 16.5%であるのに対して、利用したいと回答した方が 50.4%であり、需要があることがうかがえます。

利用目的も「私用、リフレッシュ目的等」「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が非常に多く、本市の子育て世帯にとって、必要な事業となっていることがわかります。

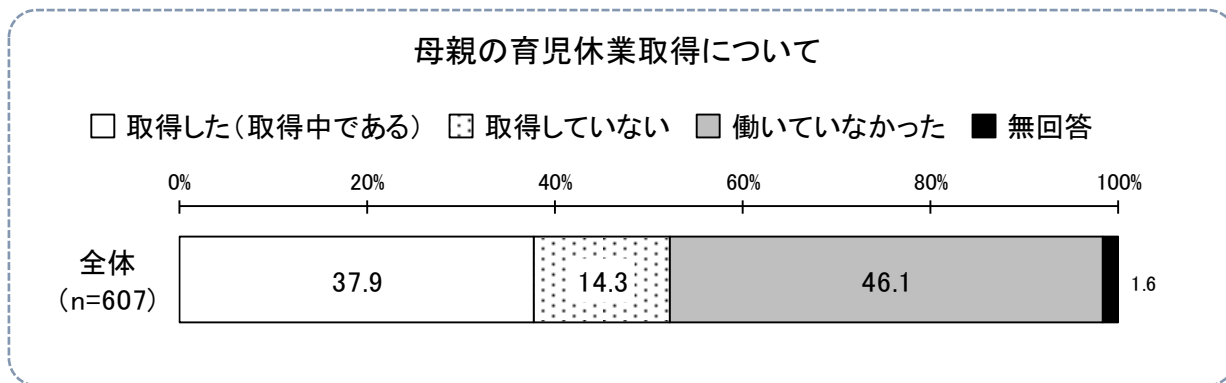


⑬ 小学校就学後の放課後の過ごし方の希望

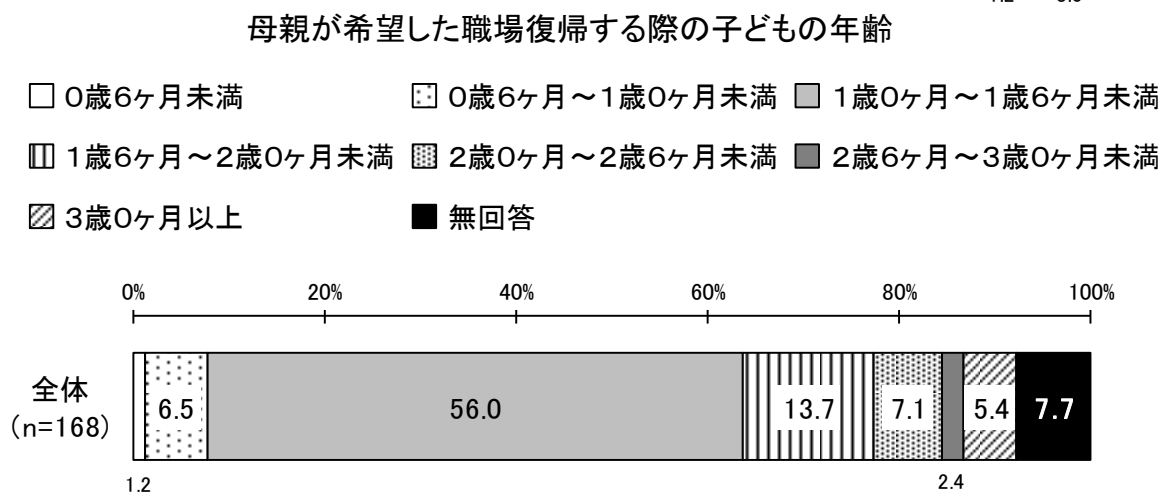
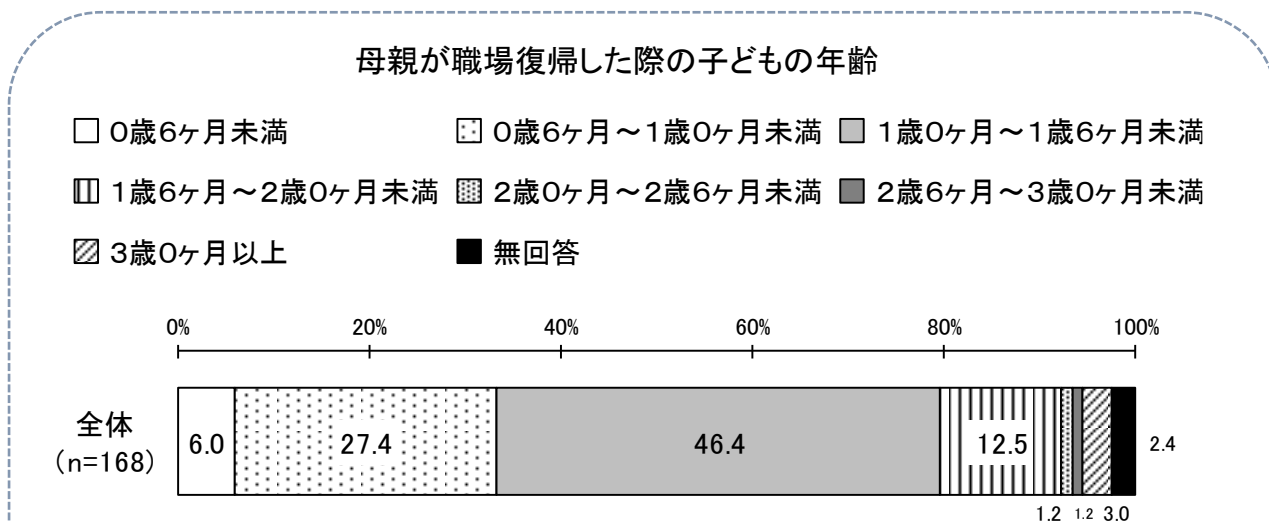


「自宅」が 58.2%と最も高くなっていますが、放課後児童クラブの各小学校と民間を合わせると 69%となり、前回調査と比較しても、放課後児童クラブで過ごすことを希望する方が増えています。

⑭ 母親の育児休業の取得状況について



⑭-1 母親が職場復帰時の子どもの年齢

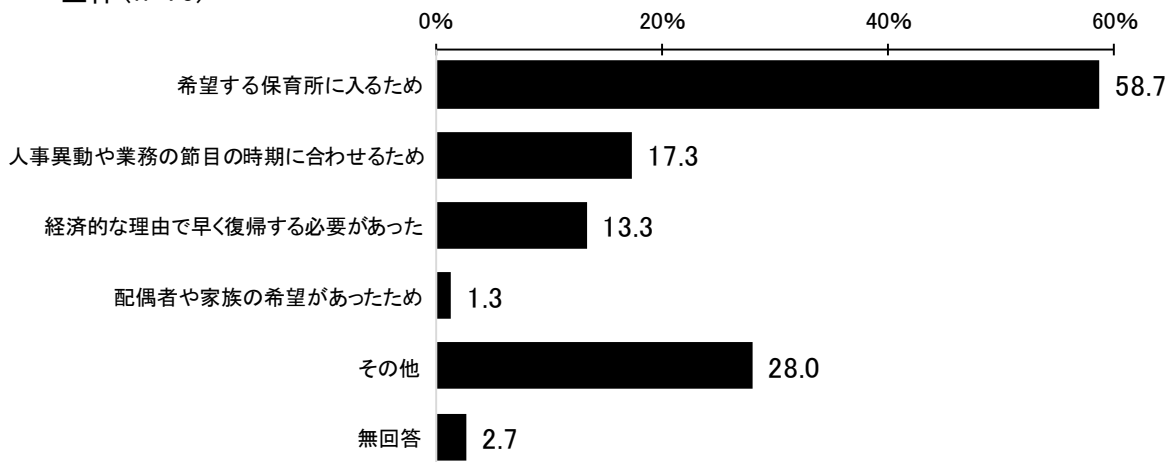


「母親が職場復帰した際の子どもの年齢」と「母親が希望した職場復帰する際の子どもの年齢」を比較すると、希望よりも早い時期に職場復帰していることがわかります。

⑭-2 母親が育児休業から希望とは異なる時期に復帰した理由

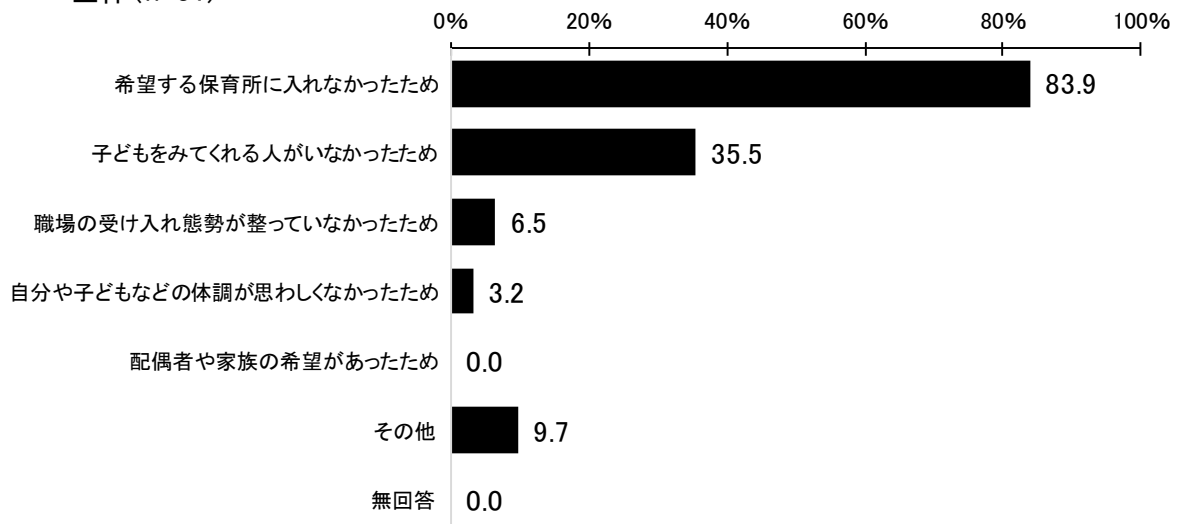
「希望」より早く復帰した母親の理由

■ 全体 (n=75)



「希望」より遅く復帰した母親の理由

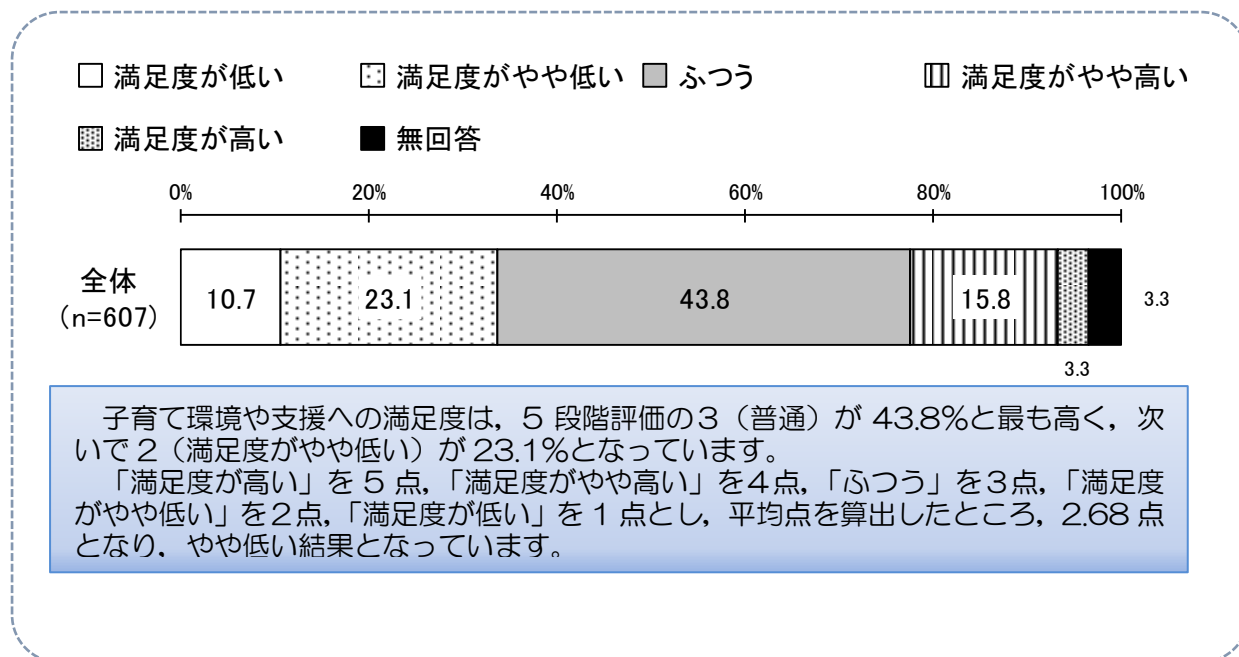
■ 全体 (n=31)



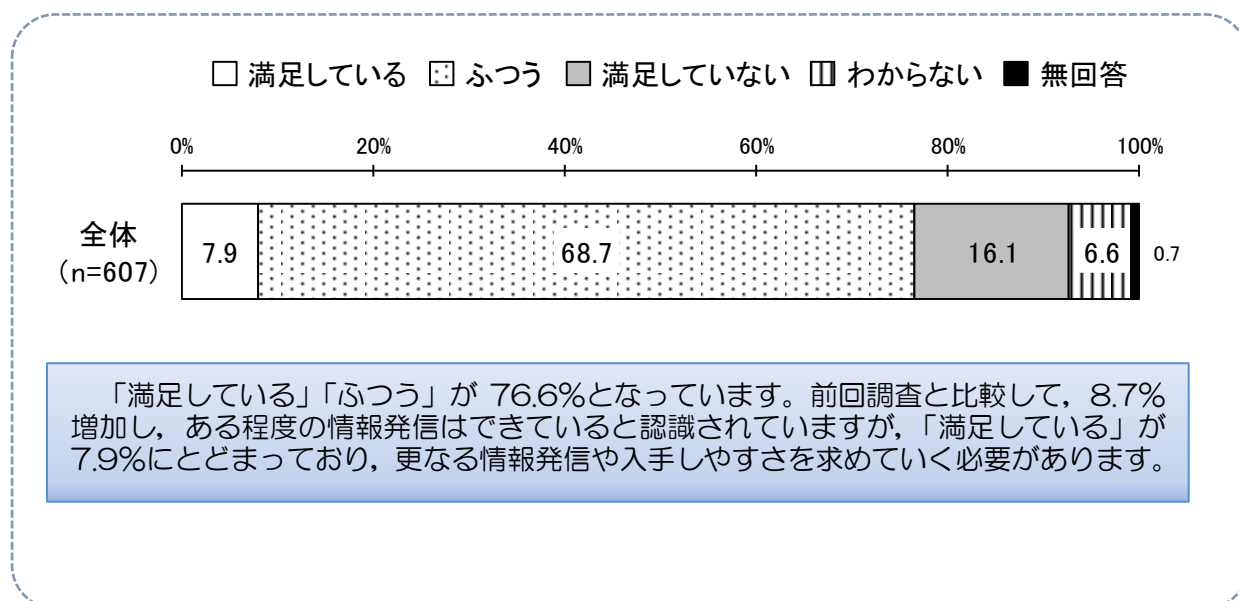
希望と異なる時期に復帰した主な理由が保育所入所にかかるものであり、保育所の入所の可否が、母親の育児休業取得期間に大きく影響していることがうかがえます。

特に希望より早く復帰した方で「希望する保育所に入るため」と答えた方は、前回調査と比較して 25.9%増加しています。

⑮ 子育て環境・支援への満足度



⑯ 現在の子育てに関する情報の満足度



## 第3章 基本的な考え方



### 3 基本的な考え方

#### (1) 計画の基本理念と基本方針

～ 子育てを皆で支え、社会全体が喜びや生きがいを感じるまちの実現 ～

##### 基本方針1 子育てを社会全体で支えるまちづくり

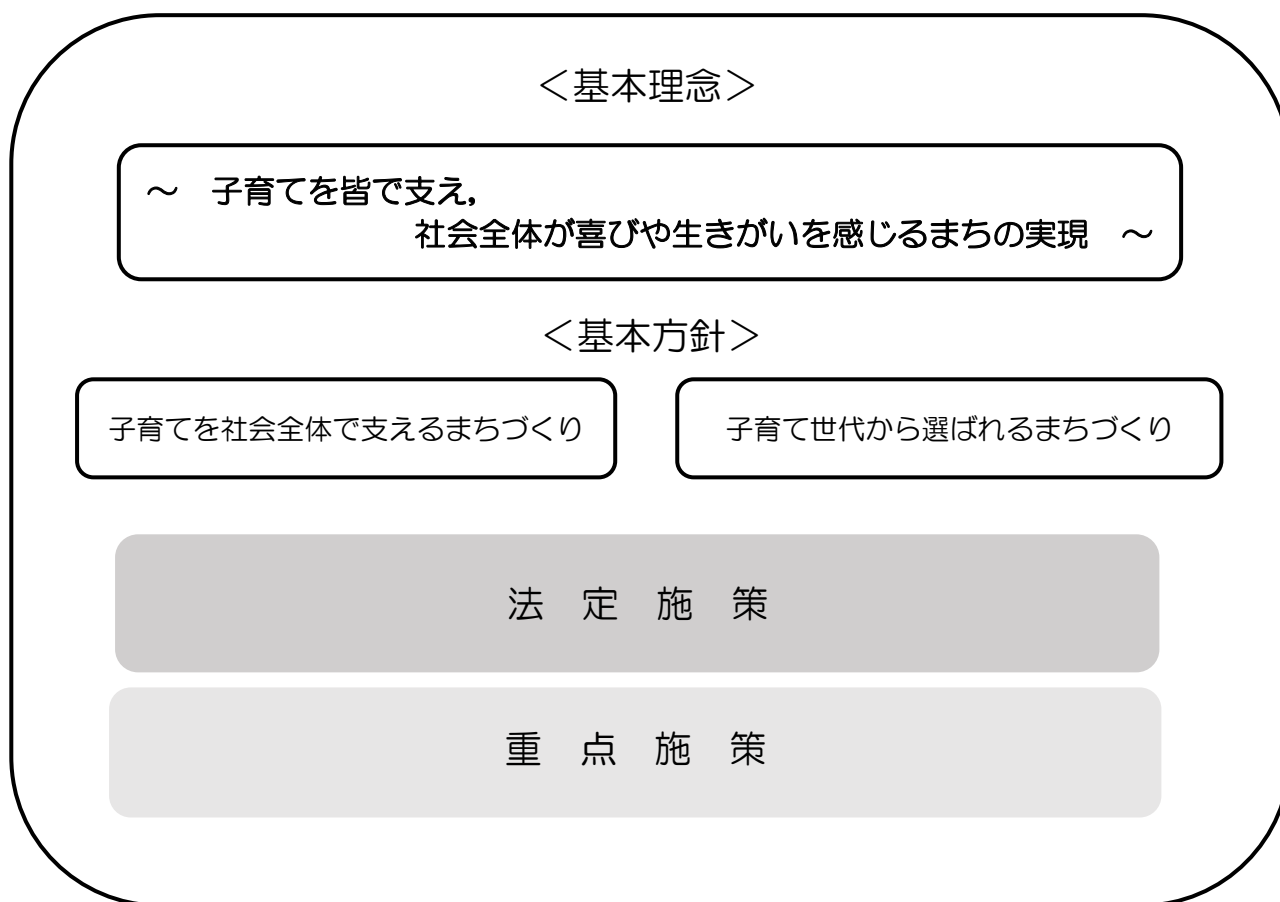
本市においても、社会経済情勢の変化に伴う家族形態の変化や就労形態の多様化など、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化していることから、急速に増加する保育ニーズにしっかり対応するとともに、子育てを社会全体で見守り、支え合うまちづくりを進めます。

また、子どもがその年齢に応じて社会性が生まれ、健やかに育つことができるよう、子どもの居場所・遊び場の確保を進めます。

##### 基本方針2 子育て世代から選ばれるまちづくり

本市が活力のあるまちとして持続的に発展していくためには、子育てを行う若い世代が本市に根付くことが大切です。子育て家庭やそれを支える地域が「住んでよかった」「住み続けたい」と感じ、発信することで子育て世代から選ばれるまちづくりを進めます。

## (2) 計画の構成・体系



本計画は、全ての事務事業を網羅的に掲げるものではなく、子ども・子育て支援法に基づく、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と、今後5年の間、特に重点的に取り組むべき子ども・子育て支援施策に特化したものです。

計画は、基本理念として掲げる「子育てを皆で支え、社会全体が喜びや生きがいを感じるまち」を実現するための2つの基本方針に基づく、以下の施策により構成されています。

### <法定施策>

- ◆就学前児童の幼稚園、保育所等施設の利用に係る需要量を見込むとともに、必要な受入体制の確保の方策と実施の時期を明示します。
- ◆地域子ども子育て支援事業の利用に係る需要量を見込むとともに、必要な受入体制の確保の方策と実施の時期を明示します。

### <重点施策>

- ◆本市の子育てを取り巻く現状や課題を踏まえ、今後5年の間、特に重点的に取り組むべき施策を明記します。



## 第4章 子ども・子育て支援事業計画



## 4 子ども・子育て支援事業計画

### (1) 法定施策

平成 27 年 4 月に施行された子ども・子育て支援法では、地域における就学前児童の需要に対応しうる教育・保育施設及び地域型保育事業の提供体制を計画的に整備することを目的として、国の指針に基づき、子ども・子育て支援事業計画を作成することとされています。本市においても、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間にわたる計画を策定し、増加する教育・保育ニーズに対応する施策を推進してきました。

この間、平成 29 年 6 月に公表された「子育て安心プラン」では、女性就業率 80%にも対応できる保育の受け皿を整備することが示されました。さらに、同年 12 月に閣議決定された「新しい経済対策パッケージ」では消費税引上げによる財源を活用した子育て世代への支援強化の方針が示され、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。

こうした動向を踏まえ、本計画では本市における令和 2 年度から令和 6 年度までの「教育・保育の量の見込み」及び「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を示し、その確保の方策を次のとおり定めます。

#### <教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策>

##### ①提供区域の設定について

子ども・子育て支援事業計画では、提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと、それら需要量に対する提供体制の確保の方策を記載することとなっています。

提供区域は、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、施設の整備状況等を総合的に勘案して設定するものです。

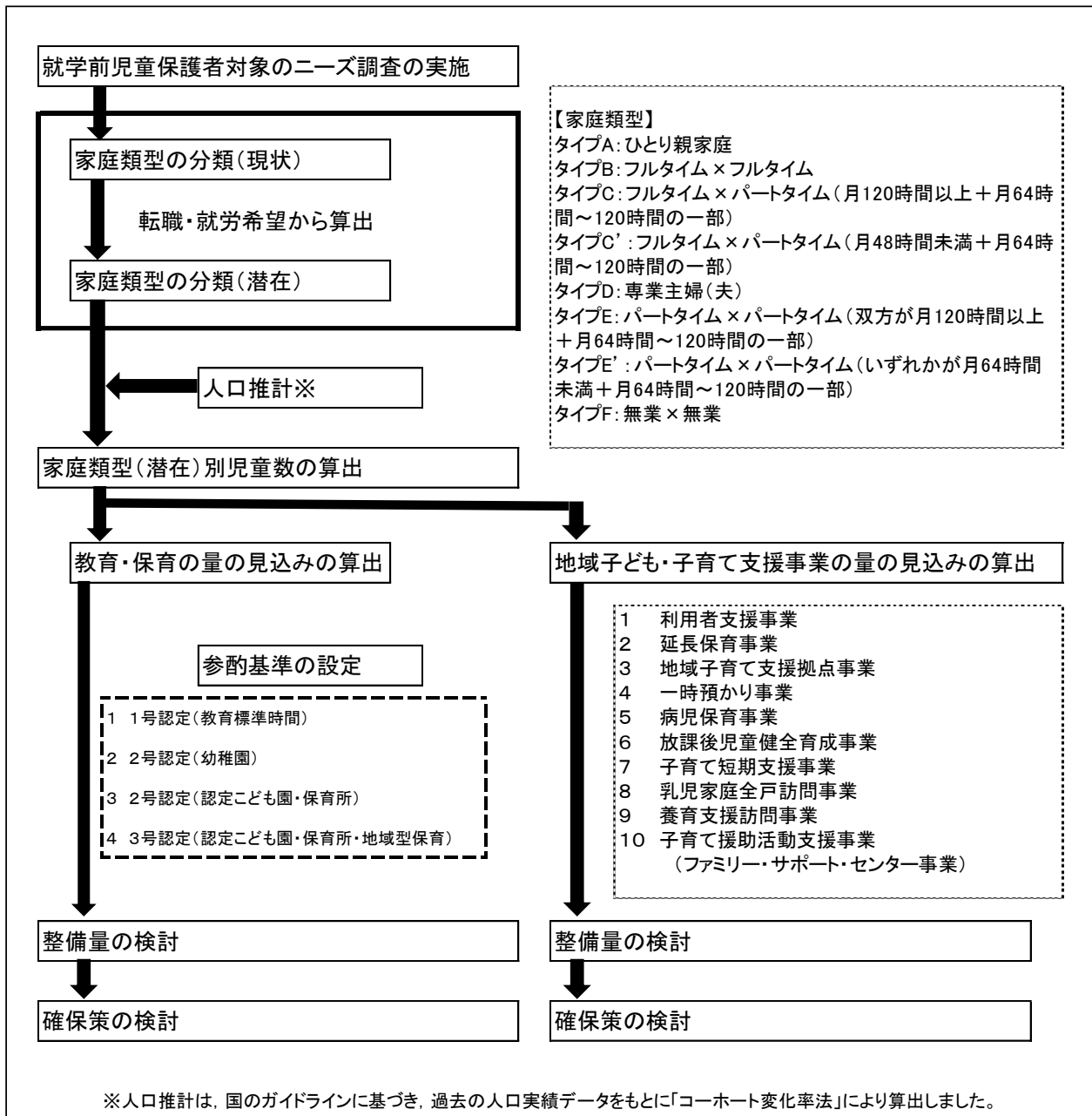
本市は市域の大半を平地が占め、産業施設や住宅地が広範囲に広がっており、住民の移動手段のほとんどは自家用車となっています。公共交通での移動が容易な都市部においては、拠点となる駅などを中心とした提供区域の設定が有効であると考えられますが、就労場所や生活圏が市内外に広がっている本市では、提供区域を複数に区分することは困難であることから、提供区域を市全域で 1 区域と定めます。

##### ②推計の手順

教育・保育の量の見込み及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、令和元年 7 月に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果をもとに、現状の家庭類型と母親の就労意向等を反映した潜在的家庭類型を算出し、人口推計から潜在的家庭類型別の児童数を算出します。

その後、過去の利用率や入所率等の要素を勘案しながら「教育・保育の量の見込み」及び「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を算出して今後 5 年間における整備必要量を明らかにします。

図表 教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の見込み量の推計フロー



### ③家庭類型の算出

本計画では，教育・保育の量及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するにあたり，国の手引きに従い家庭類型を整理します。家庭類型は就学前児童の保護者に実施したニーズ調査の結果から算出しており，タイプAからタイプFの8種類となります。

[算出の手順]

はじめに，就学前児童保護者対象のニーズ調査の両親の就労形態等の項目より現状の家庭類型別割合を算出します。次に，現状の家庭類型に就学前保護者対象のニーズ調査の転職希望，1年以内の就労希望等の意向を反映させて潜在的な家庭類型を算出します。

図表 家庭類型の割合

家庭類型	父母の就労状況	現状(%)			潜在(%)			認定区分
		前回	今回	増減	前回	今回	増減	
タイプA	ひとり親家庭	3.6	3.9	0.3	3.6	3.9	0.3	2号
タイプB	フルタイム×フルタイム	22.7	25.7	3.0	28	30.9	2.9	3号
タイプD	専業主婦(夫)	54.5	42.0	△ 12.5	41.3	30.7	△ 10.6	1号
タイプF	無業×無業	0.8	0	△ 0.8	0.8	0	△ 0.8	
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月64時間 ~120時間の一部)	13.1	20.3	7.2	13.1	20.8	7.7	2号
タイプE	パートタイム×パートタイム (月48時間未満+月64時間~ 120時間の一部)	0	0	0	0	0	0	3号
タイプC'	フルタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月 64時間~120時間の一部)	5.3	8.0	2.7	13	13.5	0.5	1号
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月64時間未満+ 月64時間~120時間の一部)	0	0.2	0.2	0.2	0.2	0	

- ・前回調査と比較すると、「タイプD」の割合が、現状・潜在ともに低下しています。
- ・両親が2人ともフルタイムで働く「タイプB」の割合は現状・潜在ともに微増しています。
- ・両親のいずれかがフルタイムで働き、もうひとりがパートタイムである程度まとまった時間働く「タイプC」の割合が現状・潜在ともに増加しています。

図表 父母の就労状況と家庭類型一覧

父親	母親	3. パートタイム就労			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
		4. 育児・介護休業中			
		1. フルタイム就労 2. 育児・介護休業中	120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満
1. フルタイム就労 2. 育児・介護休業中		<b>タイプB</b>	<b>タイプC</b>	<b>タイプC'</b>	
		2号・3号認定			
3. パートタイム就労 4. 育児・介護休業中	120時間以上	<b>タイプC</b>	<b>タイプE</b>		<b>タイプD</b>
	120時間未満 64時間以上				
	64時間未満	<b>タイプC'</b>		<b>タイプE'</b>	
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			<b>タイプD</b>		<b>タイプF</b>
		1号認定			

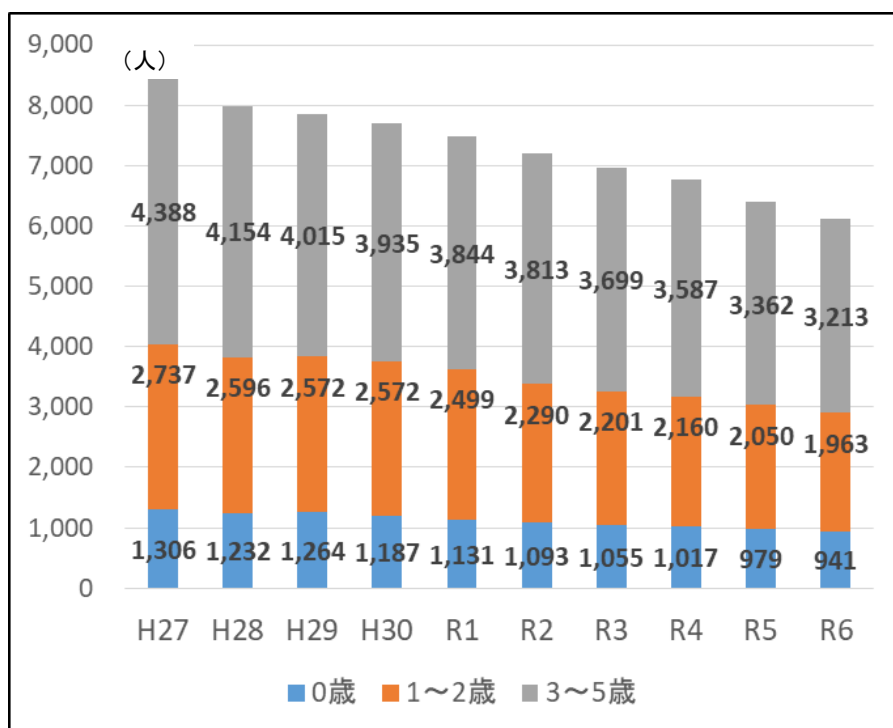
\* ひとり親家庭「タイプA」と図表「タイプB, C, D」が2号・3号認定に分類され、それ以外は1号認定に分類される。

④人口推計について

積算の基礎となる年齢別人口については、平成 28 年 3 月策定の「ひたちなか市まち・ひと・しごと創生総合戦略」におけるひたちなか市の人口ビジョンの算定方法は用いず、「コーホート変化率法※」による算出をベースに、直近 5 年間の年齢別人口（平成 27～31 年の各年 4 月 1 日現在）により各年齢別構成比が翌年度以降も同様に推移するものと仮定して独自の推計を行います。なお、0 歳児の人口については過去 5 年間の出生数の伸び率の平均より算出します。

		← 実績値 →					← 推計値 →				
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
年齢別	0歳	1,306	1,232	1,264	1,187	1,131	1,093	1,055	1,017	979	941
	1歳	1,325	1,290	1,278	1,289	1,188	1,117	1,089	1,063	1,002	970
	2歳	1,412	1,306	1,294	1,283	1,311	1,173	1,112	1,097	1,048	993
	3歳	1,401	1,361	1,293	1,300	1,257	1,295	1,168	1,120	1,081	1,038
	4歳	1,479	1,374	1,354	1,289	1,297	1,241	1,290	1,177	1,104	1,071
	5歳	1,508	1,419	1,368	1,346	1,290	1,277	1,241	1,290	1,177	1,104
年齢別小計	0歳	1,306	1,232	1,264	1,187	1,131	1,093	1,055	1,017	979	941
	1～2歳	2,737	2,596	2,572	2,572	2,499	2,290	2,201	2,160	2,050	1,963
	3～5歳	4,388	4,154	4,015	3,935	3,844	3,813	3,699	3,587	3,362	3,213
0歳～5歳 計		8,431	7,982	7,851	7,694	7,474	7,196	6,955	6,764	6,391	6,117

図表 就学前児童の人口推移（R1 以降は推計値）



※「コーホート」とは同じ年（または同じ期間）に生まれた集団のことを指し、「コーホート変化率法」は、過去の実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。推計が比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い将来に特殊な人口変動がなく、また、推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができます。

⑤教育・保育施設の量の見込みについて

【算出にあたっての考え方】

①保育施設の需要量について

- ・令和2年度から令和6年度までの保育施設の需要量については、過去の入所率の平均伸び率をコーホート要因として人口推計に乗じて算出しました。
- ・各年齢における入所率は、子ども・子育て支援ニーズ調査における家庭類型（潜在）のうち、保育ニーズを有する類型（A,B,C,E）の合計である55.6%を上限値として算出しました。

②教育施設の需要量について

- ・教育需要における入所率は、子ども・子育て支援ニーズ調査による家庭類型（潜在）が44.4%となっており実際の入所率との乖離がみられるため、過去の入所率から算出しました。
- ・3歳児の教育需要は、令和2年度から市立幼稚園において3歳児保育を開始することから、令和元年度の市立幼稚園の4歳児入所率により一定数を利用者として見込みました。

<ひたちなか市の補正について>

- ・子ども・子育て支援ニーズ調査において、「幼児教育・保育の無償化が実施された場合定期的に利用したい事業」に対する設問に、「現在は利用していないが、新たに教育・保育施設を利用したい」と回答した方の中で、「私立幼稚園」と回答した方の割合を3歳児の保育ニーズから減じ、教育ニーズに加えました。
- ・子ども・子育て支援ニーズ調査において、「幼稚園への入園」に対する設問に、「必要な時間預けることができれば幼稚園でも可」と回答した方の割合を保育ニーズから減じ、教育ニーズに加えました。

<教育・保育施設の量の見込みと確保の方策>

1号認定

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,888	1,987	1,945	1,893	1,780	1,708
3歳	532	635	586	574	565	554
4歳	695	668	691	628	587	567
5歳	661	684	668	691	628	587
②確保方策	2,700	2,440	2,370	2,390	2,390	2,390
3歳	642	717	732	752	752	752
4歳	1,024	844	809	809	809	809
5歳	1,034	879	829	829	829	829
② - ①	812	453	425	497	610	682
3歳	110	82	146	178	187	198
4歳	329	176	118	181	222	242
5歳	373	195	161	138	201	242

## 2号認定

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,716	1,679	1,648	1,618	1,533	1,483
3歳	572	567	516	499	485	470
4歳	573	548	577	534	507	499
5歳	571	564	555	585	541	514
②確保方策	1,756	1,749	1,746	1,788	1,853	1,853
3歳	562	555	560	574	596	596
4歳	591	587	582	596	617	617
5歳	603	607	604	618	640	640
② - ①	40	70	98	170	320	370
3歳	△ 10	△ 12	44	75	111	126
4歳	18	39	5	62	110	118
5歳	32	43	49	33	99	126

## 3号認定

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,180	1,136	1,148	1,177	1,171	1,171
0歳	176	185	194	201	207	212
1歳	476	461	473	485	479	485
2歳	528	490	481	491	485	474
②確保方策	1,162	1,188	1,225	1,243	1,328	1,328
0歳	230	227	242	248	261	261
1歳	416	438	446	452	488	488
2歳	516	523	537	543	579	579
② - ①	△ 18	52	77	66	157	157
0歳	54	42	48	47	54	49
1歳	△ 60	△ 23	△ 27	△ 33	9	3
2歳	△ 12	33	56	52	94	105

## ※認定区分について

- 1号（教育標準時間認定） 3～5歳で保育の必要性「無」  
 2号（保育認定） 3～5歳で保育の必要性「有」  
 3号（保育認定） 0～2歳で保育の必要性「有」



(6) 教育・保育の見込み量に対する確保の方策

①教育ニーズについて

1号認定については、見込み量に対する供給体制が確保されています。

今後も、幼児教育を希望する保護者の多様なニーズに応じて公立・私立それぞれの幼稚園が特色ある教育を充実させ、幼児教育の質の確保を図っていきます。

②保育ニーズについて

2号認定における3歳児については、計画期間のはじめに不足がみられるものの令和3年度には解消されます。したがって、2号認定については新たな整備を行わずに供給体制の確保が可能であるものと見込みます。

3号認定については、近年の保育需要の低年齢化の影響もあり不足が生じています。本市では、平成30年4月に認可保育所を2箇所新設しており全体としての供給体制は充足していますが、年齢ごとの需給バランスの不均衡が見られています。特に、1歳児の供給体制が不足しており、新たな施設の整備や解消のための取組が必要です。

今後の人口推移をみると、児童数は減少に向かっていることから、本市では、一時的な保育需要に柔軟に対応できる公立保育所での取組を中心として供給体制の確保を図っていきます。

具体的な施策として、老朽化した東石川保育所の建替えによる定員数の拡充や令和元年度末で閉園となる高野幼稚園を活用した公立小規模保育所の開設により不足している1歳児の受入れ枠の拡充を図ります。また、民間保育所の建替えや既存保育所において余裕のある年齢の定員を不足する年齢の定員に切替える定員数の見直しなどを行い、供給量を増やしていきます。

これらの取組により令和5年度末には不足している1歳児の不足が解消される見込みとなっており、新たな認可保育所の整備は要しないものと計画します。

<確保の方策>

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	取組施策
令和2年	△ 3	22	7	△ 7	△ 4	4	・定員変更 ・企業主導型保育所新設
令和3年	15	8	14	5	△ 5	△ 3	・公立小規模保育所開設 ・民間保育所改築
令和4年	6	6	6	14	14	14	・東石川保育所改築
令和5年	13	36	36	22	21	22	・民間保育所改築 ・企業主導型保育所新設 ・公立保育所定員変更
令和6年	0	0	0	0	0	0	
	31	72	63	34	26	37	

<地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策>

地域子ども・子育て支援事業については、過去の実績と利用者のニーズ、提供施設の動向等を考慮しながら必要量の確保に努めます。

①延長保育事業

特定教育・保育施設等において、通常の利用時間帯を超えて引き続き保育を実施する事業です。

	単位	H30 (実績)	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	延べ人数(人)	989	969	969	969	969	969	969
	施設数(箇所)	14	15	15	15	15	15	15
②確保方策	延べ人数(人)	989	1,015	1,015	1,015	1,015	1,015	1,015
	施設数(箇所)	14	15	15	15	15	15	15

②一時預かり事業

家庭における保育が一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所において一時的に児童を預かり、必要な保護を行う事業です。

・幼稚園型

	単位	H30 (実績)	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	延べ人数(人)	50,302	50,302	50,302	50,302	50,302	50,302	50,302
	施設数(箇所)	6	6	6	6	6	6	6
②確保方策	延べ人数(人)	50,302	50,302	50,302	50,302	50,302	50,302	50,302
	施設数(箇所)	6	6	6	6	6	6	6

・幼稚園型以外

	単位	H30 (実績)	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	延べ人数(人)	4,522	4,651	4,651	4,651	4,651	4,651	4,651
	施設数(箇所)	10	12	12	12	12	12	12
②確保方策	延べ人数(人)	14,456	15,688	15,688	15,688	15,688	15,688	15,688
	施設数(箇所)	12	12	12	12	12	12	12

### ③病児・病後児保育事業

地域の児童が発熱等の急な病気となった場合に、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

#### ・病児対応型

	単位	H30 (実績)	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	延べ人数(人)	558	605	1,074	1,074	1,074	1,074	1,074
	施設数(箇所)	1	1	2	2	2	3	3
②確保方策	延べ人数(人)	976	976	1,852	1,852	1,852	2,828	2,828
	施設数(箇所)	1	1	2	2	2	3	3

※民間事業者による整備を促進するとともに、近隣自治体との広域利用協定などを活用し、令和6年度までに新たに2箇所の整備を目指します。

#### ・病後児対応型

	単位	H30 (実績)	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	延べ人数(人)	456	501	501	501	501	501	501
	施設数(箇所)	3	3	3	3	3	3	3
②確保方策	延べ人数(人)	3,172	3,172	3,172	3,172	3,172	3,172	3,172
	施設数(箇所)	3	3	3	3	3	3	3

#### ・体調不良児対応型

	単位	H30 (実績)	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	施設数(箇所)	12	12	12	12	12	12	12
②確保方策	施設数(箇所)	12	12	12	12	12	12	12

### ④子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

児童の一時的な預かり又は外出支援等について、援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者の連絡・調整、講習の実施その他必要な支援を行う事業です。

	単位	H30 (実績)	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	延べ人数(人)	226	142	142	142	142	142	142
	施設数(箇所)	1	1	1	1	1	1	1
②確保方策	延べ人数(人)	226	226	226	226	226	226	226
	施設数(箇所)	1	1	1	1	1	1	1

⑤子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行う事業です。

	単位	H30 (実績)	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	延べ人数(人)	88	108	120	120	120	120	120
	施設数(箇所)	5	10	10	10	10	10	10
②確保方策	延べ人数(人)	84	108	120	120	120	120	120
	施設数(箇所)	11	10	10	10	10	10	10

⑥利用者支援事業

子ども及び保護者が地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及び保護者の身近な場所において、相談に応じ必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

・基本型

	単位	H30 (実績)	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	施設数(箇所)	0	2	2	2	2	2	2
②確保方策	施設数(箇所)	0	2	2	2	2	2	2

※令和元年度より「ふぁみりこ」「たまり場ぼぼ」で実施

・母子保健型

	単位	H30 (実績)	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	施設数(箇所)	0	0	1	1	1	1	1
②確保方策	施設数(箇所)	0	0	1	1	1	1	1

※令和2年度より「市ヘルス・ケア・センター」で実施予定

⑦地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う子育て支援拠点を設置し、子育ての相談や情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

	単位	H30 (実績)	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	延べ人数(人)	40,516	40,516	40,516	40,516	40,516	40,516	40,516
	施設数(箇所)	10	10	10	10	10	10	10
②確保方策	延べ人数(人)	40,516	40,516	40,516	40,516	40,516	40,516	40,516
	施設数(箇所)	10	10	10	10	10	10	10

⑧妊産婦健診

母体健康保持及び疾病の発見等を目的に、妊産婦に対して健康診査を行う事業です。

	単位	H30 (実績)	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	延べ回数(回)	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
②確保方策	延べ回数(回)	県医師会及び県助産師会との契約により体制を確保						

⑨乳児家庭全戸訪問事業

全ての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供、乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握、養育についての相談・助言・援助を行う事業です。

	単位	H30 (実績)	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	実人数(人)	1,187	1,131	1,080	1,029	979	928	878
②確保方策	実人数(人)	生後4ヶ月までの乳児がいる全過程を対象に訪問体制を確保						

⑩養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業の実施により把握した要支援児童や特定妊婦に対し、要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他の援助を行う事業です。

	単位	H30 (実績)	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	実人数(人)	171	450	450	450	450	450	450
②確保方策	実人数(人)	171	450	450	450	450	450	450

⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

	単位	H30 (実績)	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	実施の有無	○	○	○	○	○	○	○
②確保方策	実施の有無	○	○	○	○	○	○	○

## (2) 放課後子どもプラン

### ◆計画策定の背景

平成30年9月に、厚生労働省・文部科学省の連名により「新・放課後子ども総合プラン」(以下、「総合プラン」という。)が公表されました。この中で国全体の目標として「学童クラブについて、令和3年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を図り、女性就業率の更なる上昇に対応できるように令和元年度から令和5年度までの5年間で約30万人分の整備を図ること」また、「全ての小学校区で学童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の学童クラブ及び放課後子ども教室を1万カ所を実施すること」等が掲げられています。

それらを受けて、本市の実情を踏まえた学童クラブ及び放課後子ども教室の整備・運営を計画的に実施していくため、総合プランに基づく事業計画を策定するものです。

### ◆学童クラブの実施状況

学童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない家庭の小学校就学児を対象に、放課後や長期休業日等に家庭に代わる適切な遊びの場、生活の場を確保し、児童の健全育成を図ることを目的とする事業です。本市の公立学童クラブは、1年生～4年生を対象とし、平日は下校から18時まで、長期休業日は8時から18時まで開所しています。利用料は月額2,000円で8月のみ4,000円です。令和元年度は、市内全20小学校に公立学童クラブ37クラスを設置し、民間の学童クラブ11箇所18クラスの運営を補助しました。

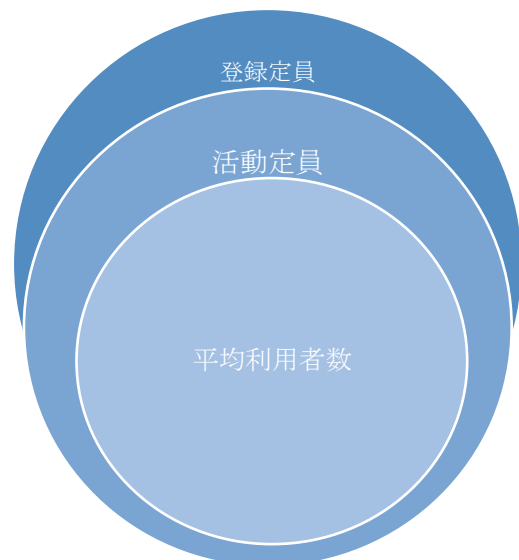
### 【学童クラブの登録者数 令和元年7月末現在】

学童クラブは、随時入会及び退会が可能です。申込時点でクラブごとの登録定員が満員の場合は空きが出るまで入会待機となります。令和元年度は那珂湊第三小で待機者が発生しています。

(本プランで用いる用語)

出席率	登録者における出席者の割合
平均利用者数	1日あたり利用者数の年平均
活動定員	平均利用者数上限 40人 または施設面積/1.65 m <sup>2</sup>
登録定員	出席率を考慮した登録者の上限 クラブごとに設定

(イメージ図)



		学童 クラブ名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	登録者 (人)	活動定 員 (人)	登録定 員 (人)	ク ラ ブ 数
公立	1	中根	15	13	17	14			59	36	79	1
	2	勝倉	29	20	24	22			95	68	111	2
	3	三反田	11	6	12	12			41	40	59	1
	4	枝川	6	1	3	1			11	18	20	1
	5	東石川	22	19	30	15			86	79	90	2
	6	市毛	28	33	22	23			106	78	130	2
	7	前渡	57	41	40	29			167	80	180	3
	8	佐野	42	36	42	37			157	116	180	3
	9	堀口	22	31	20	21			94	80	110	2
	10	高野	45	42	30	25			142	80	147	2
	11	田彦	40	49	61	29			179	120	200	3
	12	津田	21	27	33	15			96	80	110	2
	13	長堀	30	26	21	15			92	76	120	2
	14	外野	45	48	41	36			170	120	190	3
	15	湊一	25	17	20	12			74	75	90	2
	16	湊二	10	18	11	9			48	40	53	1
	17	湊三	45	40	29	15			129	80	120	2
	18	平磯	25	5	14	14			58	40	77	1
	19	磯崎	3	10	5	4			22	33	30	1
	20	阿字ヶ浦	13	16	8	1			38	40	50	1

小計		534	498	483	349			1,864	1,379	2,146	37	
	学童 クラブ名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	登録者 (人)	活動定 員 (人)	登録定 員 (人)	ク ラ ブ 数	
民間	1	あずみの森A	11	7	2	3	4	2	29	30	30	4
	2	あずみの森B	8	4	5	7	1	2	27	30	30	
	3	あずみの森C	7	4	5	4	4	1	25	30	30	
	4	あずみの森D	11	3	5	4	1	3	27	30	30	
	5	あっぷるキッズ	8	4	6	8	8	6	40	50	50	1
	6	あっぷるキッズ田彦	9	5	1	5	3	3	26	40	40	1
	7	エレメンタリー	21	15	10	4	3	0	53	45	53	1
	8	かもめ	7	4	0	3	0	2	16	16	16	2
	9	かもめB	2	1	7	3	3	2	18	16	18	
	10	きっずセンター	5	7	6	3	4	3	28	35	35	1
	11	とびうお	3	0	2	6	1	4	16	26	26	1
	12	なかや	18	14	14	16	7	3	72	40	72	1
	13	はなのわ	9	3	3	7	5	5	32	35	50	1
	14	フレンドスクールA	14	7	3	11	6	1	42	40	42	3
	15	フレンドスクールB	7	7	14	8	6	0	42	40	42	
	16	フレンドスクールC	6	8	7	7	5	7	40	40	40	
	17	オークス	16	15	3	4	2	2	42	40	40	1
	18	夢ある	7	1	2	5	4	3	22	40	40	1
	小計	169	109	95	108	67	49	597	623	684	18	



合計	703	607	578	457	67	49	2,461	2,002	2,830	55
----	-----	-----	-----	-----	----	----	-------	-------	-------	----

◆放課後子ども教室の実施状況

放課後子ども教室は、放課後における学習及び体験の場を設置するもので、学童クラブとは違い保護者の就労状況等に関わらず児童が参加可能となります。本市では、主に昔遊びや工作等の体験型プログラム中心の教室と学習支援を中心とした教室を実施しています。体験型の教室は地域の実情に応じた運営を図るため、地域の市民団体に事業を委託し、開催内容の決定・学校等関係機関との調整等のコーディネートを担当いただいています。今後、実施校を増やしていくためには、コーディネーターやボランティアとして多くの市民の協力をいただく必要があり、地域との連携による小学校区ごとの実施体制づくりが課題となります。

【放課後子ども教室の開催状況 平成30年度】

教室名	開催数	参加延人数	内容
中根小チャレンジ教室	8	278	工作, 昔遊び, 宿題
那珂湊一小チャレンジ教室	8	243	工作, 昔遊び, 宿題
つきやまクラブ (那珂湊第二小)	22	948	工作, 昔遊び
ひたちなか未来塾 中根小	30	480	学習支援
ひたちなか未来塾 三反田小	29	464	学習支援
ひたちなか未来塾 東石川小	29	435	学習支援
ひたちなか未来塾 市毛小	26	598	学習支援
ひたちなか未来塾 前渡小	29	609	学習支援
ひたちなか未来塾 高野小	30	810	学習支援
ひたちなか未来塾 田彦小	28	616	学習支援
ひたちなか未来塾 外野小	26	546	学習支援
ひたちなか未来塾 那珂湊第一小	31	465	学習支援
ひたちなか未来塾 那珂湊第二小	27	486	学習支援
ひたちなか未来塾 那珂湊第三小	26	312	学習支援
ひたちなか未来塾 平磯小	29	522	学習支援

◆学童クラブの年度ごとの見込み及び目標整備量

(1) 量の見込みの算定について

学童クラブの量の見込みについては、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童健全育成事業に係る「量の見込み」の算出等の考え方について(平成30年12月27日付け内閣府子ども・子育て参事官(子ども・子育て支援担当)事務連絡)(以下、「指針」という。)を踏まえ、本市における地域ごとの傾向・特性を鑑みたものとするため以下の方法で推計します。

【考え方】

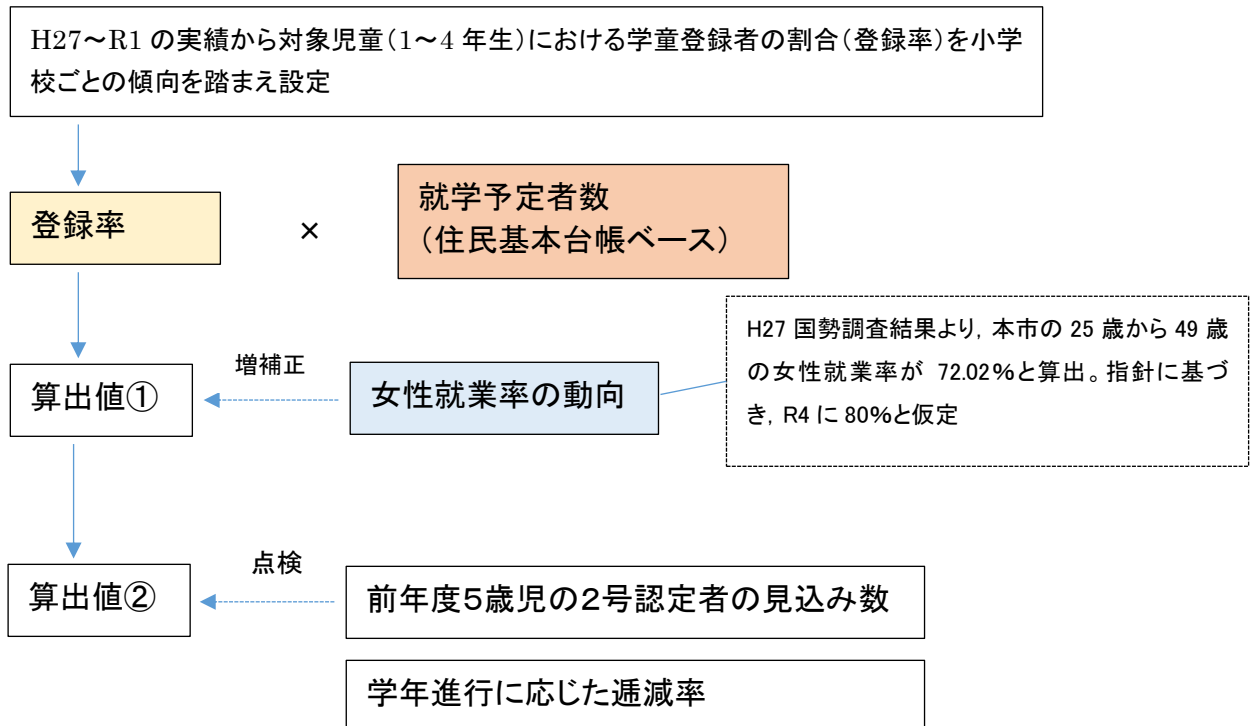
◎公立学童クラブでは、随時、入会及び退会を受け付けており、登録者数はほとんどのクラブで7月が最も多く、8月以降は、4年生を中心とした退会者が入会者を上回るため、減少に転じる傾向があります。そのため、量の見込みは、7月末の登録者を基準に推計するものとします。

◎公立学童クラブについては、就学する小学校のクラブしか利用できないこと、対象児童における登録者数や、出席率等の利用傾向が地域によって大きく違うことを踏まえ、小学校区ごとに下記フローに基づき量の見込みを推計します。

◎民間学童クラブについては、主に家庭類型B及びC等保育需要の高い世帯が利用する傾向であり、年間を通じて満員であるクラブが多いことから、各クラブで設定する定員を量の見込みとします。

◎公立と民間の合算値を本市の学童クラブの量の見込みとします。また、学年ごとの見込み値については、過去5年間の学年別割合の平均値を乗じたものとします。

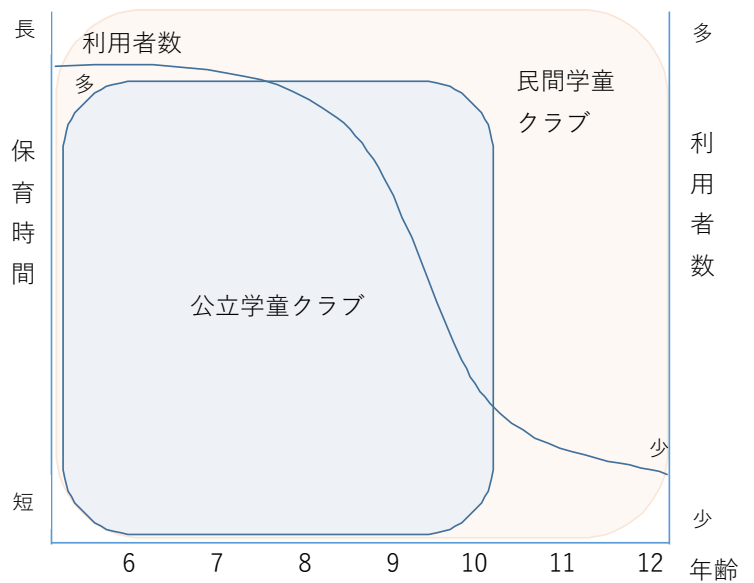
【公立学童クラブの量の見込み推計フロー】



(2) 確保方策の設定について

令和元年度現在、公立学童クラブは放課後から18時までの保育及び小学校4年生までの保育を実施し、民間学童クラブは特色あるサービス展開及び長時間保育、高学年受入等のニーズを補完するものとして、放課後の保育需要に関する選択肢を確保しています。本プランにおける確保方策については、現在の運営体制を維持するものとして、以下に基づき設定します。

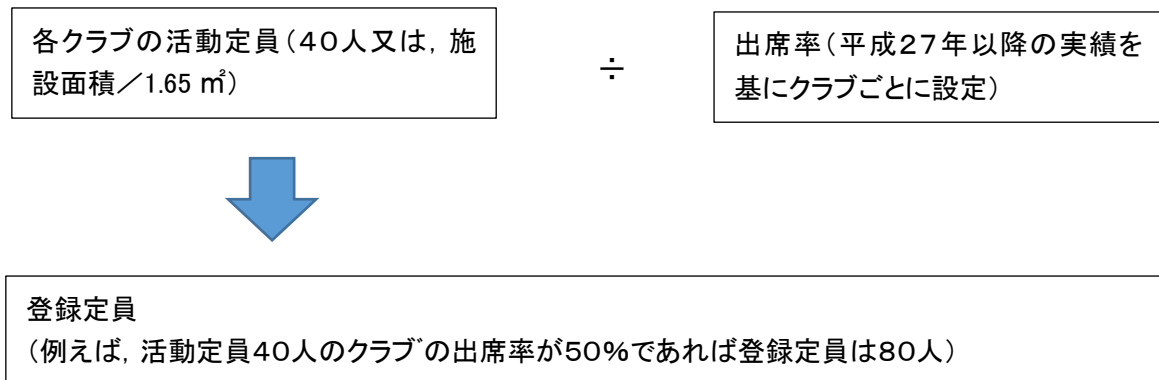
(イメージ図)



【考え方】

- ◎学童クラブは、平均利用者数が活動定員以下で運営する必要があります。
- ◎公立学童クラブについては、出席率がクラブによって差はあるものの4割～7割と民間学童クラブに比べ低いため、確保方策を「登録定員」で示します。
- ◎民間学童クラブについては、主に家庭類型B及びC等保育需要の高い世帯が利用する傾向であることから、各クラブで設定する定員を確保方策とします。
- ◎公立と民間の合算値を本市の学童クラブの確保方策とします。

【公立学童クラブの登録定員設定フロー】



(3) 量の見込み及び目標整備量

(1)(2)の考え方に基づき、令和6年度までの登録者見込及び目標整備量(登録定員及び開設クラス数)を以下のとおりとします。登録者見込が登録定員を上回り待機者の発生が予想されるクラブについては、新たな開設場所及び人員の確保や、近接する民間学童クラブとの調整等により対応を随時検討していきます。また、登録定員については、当該クラブの出席率の動向に合わせ点検・修正を行います。

※平磯・阿字ヶ浦・磯崎は小学校の統合に伴い合併予定ですが、クラス数は3クラスを維持します。

学童クラブ名		R2	R3	R4	R5	R6	
公立	1 中根	登録者見込	68	69	71	78	78
		登録定員	77	77	77	77	77
		開設クラス数	1	1	1	1	1
	2 勝倉	登録者見込	100	91	97	101	97
		登録定員	102	102	102	102	102
		開設クラス数	2	2	2	2	2
	3 三反田	登録者見込	35	37	40	42	45
		登録定員	59	59	59	59	59
		開設クラス数	1	1	1	1	1
	4 枝川	登録者見込	16	18	25	24	25
		登録定員	23	23	23	23	23
		開設クラス数	1	1	1	1	1
	5 東石川	登録者見込	90	95	104	108	105
		登録定員	158	158	158	158	158
		開設クラス数	2	2	2	2	2
	6 市毛	登録者見込	106	106	101	105	95
		登録定員	139	139	139	139	139
		開設クラス数	2	2	2	2	2
	7 前渡	登録者見込	173	185	189	191	181
		登録定員	214	285	285	285	285
		開設クラス数	3	4	4	4	4
	8 佐野	登録者見込	153	155	155	149	148
		登録定員	191	191	191	191	191
		開設クラス数	3	3	3	3	3
	9 堀口	登録者見込	93	91	96	97	97
		登録定員	119	119	119	119	119
		開設クラス数	2	2	2	2	2
	10 高野	登録者見込	139	134	129	127	124
		登録定員	137	137	137	137	137
		開設クラス数	2	2	2	2	2

学童クラブ名			R2	R3	R4	R5	R6	
公立	11	田彦	登録数見込	185	188	194	213	215
			登録定員	206	206	274	274	274
			開設クラス数	3	3	4	4	4
	12	津田	登録数見込	100	100	96	98	96
			登録定員	123	123	123	123	123
			開設クラス数	2	2	2	2	2
	13	長堀	登録数見込	89	90	91	88	89
			登録定員	146	153	153	153	153
			開設クラス数	2	2	2	2	2
	14	外野	登録数見込	173	177	179	185	176
			登録定員	223	223	223	223	223
			開設クラス数	3	3	3	3	3
	15	湊一	登録数見込	85	86	87	88	83
			登録定員	119	119	119	119	119
			開設クラス数	2	2	2	2	2
	16	湊二	登録数見込	47	47	41	44	42
			登録定員	54	54	54	54	54
			開設クラス数	1	1	1	1	1
	17	湊三	登録数見込	145	145	131	118	108
			登録定員	117	117	117	117	117
			開設クラス数	2	2	2	2	2
	18	平磯	登録数見込	57	53	57	43	46
			登録定員	80	80	80	80	80
			開設クラス数	1	1	1	1	1
	19	磯崎	登録数見込	21	21	19	21	20
			登録定員	62	62	62	62	62
			開設クラス数	1	1	1	1	1
20	阿字ヶ浦	登録数見込	48	49	50	53	53	
		登録定員	66	66	66	66	66	
		開設クラス数	1	1	1	1	1	
公立計	登録数見込	1,925	1,938	1,950	1,975	1,924		
	登録定員	2413	2492	2561	2561	2561		
	開設クラス数	37	38	39	39	39		

学童クラブ名			R2	R3	R4	R5	R6	
民間	1	あずみの森 (中根)	登録数見込	130	130	130	130	130
			定員	130	130	130	130	130
			開設クラス数	5	5	5	5	5
	2	あっぷるキッズ クラブ (長砂)	登録数見込	55	55	55	55	55
			定員	55	55	55	55	55
			開設クラス数	1	1	1	1	1
	3	あっぷるキッズ 田彦 (田彦)	登録数見込	20	20	20	20	20
			定員	20	20	20	20	20
			開設クラス数	1	1	1	1	1
	4	エレメンタリー スクール (外野)	登録数見込	100	100	100	100	100
			定員	100	100	100	100	100
			開設クラス数	2	2	2	2	2
	5	かもめ (平磯)	登録数見込	40	40	40	40	40
			定員	40	40	40	40	40
			開設クラス数	2	2	2	2	2
	6	きっずセンタ ー (前渡)	登録数見込	30	30	30	30	30
			定員	30	30	30	30	30
			開設クラス数	1	1	1	1	1
	7	とびうお (湊二)	登録数見込	30	30	30	30	30
			定員	30	30	30	30	30
			開設クラス数	1	1	1	1	1
	8	なかや (佐野)	登録数見込	60	60	60	60	60
			定員	60	60	60	60	60
			開設クラス数	1	1	1	1	1
	9	はなのわ (外 野)	登録数見込	35	35	35	35	35
			定員	35	35	35	35	35
			開設クラス数	1	1	1	1	1
	10	フレンドスク ール (市毛)	登録数見込	125	125	125	125	125
			定員	125	125	125	125	125
			開設クラス数	3	3	3	3	3
11	オークス (佐野)	登録数見込	30	30	30	30	30	
		定員	30	30	30	30	30	
		開設クラス数	1	1	1	1	1	

学童クラブ名			R2	R3	R4	R5	R6	
12	夢ある (長堀)	登録数見込	30	30	30	30	30	
		定員	30	30	30	30	30	
		開設クラス数	1	1	1	1	1	
	13	めぐみ (湊三)	登録数見込	30	30	30	30	30
			定員	30	30	30	30	30
			開設クラス数	1	1	1	1	1
	民間計		登録数見込	715	715	715	715	715
			定員	715	715	715	715	715
			開設クラス数	21	21	21	21	21
合計		登録数見込	2,640	2,653	2,665	2,690	2,639	
		1年生	729	732	736	742	728	
		2年生	710	713	716	723	709	
		3年生	647	651	654	660	647	
		4年生	452	454	456	460	452	
		5年生	60	60	60	61	60	
		6年生	43	43	43	44	43	
		登録定員	3,128	3,207	3,276	3,276	3,276	
		開設クラス数	58	59	60	60	60	

#### (4) 開設場所の確保について

国の「放課後児童クラブ運営指針」では、放課後児童クラブは、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時などに静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用室が必要であるとされています。学校の空き教室を利用した運営には生活の場としての環境整備が難しい面があり、また、休校日の学童クラブ開設時の施設管理・防犯等の観点からも、学童クラブは専用室で運営することが望ましいことから、下記のとおり専用施設の整備等を進めます。

##### ①前渡小学童クラブ

利用者の増加により令和元年度から暫定的に教室を借用して1クラス増設し計3クラスで運営していますが、継続的な教室利用が難しいため、令和2年度中に専用施設を整備します。2クラス整備し、計4クラスで運営をしていきます。

##### ②長堀小学童クラブ

少人数教室を放課後のみ借用して2クラスを開設していますが、教室を専有できないことによる運営上の課題が生じていること、小学校の普通クラスの増加により教室の借用が難しくなる恐れがあることから令和2年度中に2クラス分の専用施設を整備します。

##### ③田彦小学童クラブ

専用施設2クラス、空き教室1クラスの計3クラスを開設していますが、専用施設の老朽化及び普通教室の不足により開設場所の確保が課題となっています。学校校舎の増築と併せ、学童クラブの開設教室を4クラス分確保し、令和3年度中の移転を目指します。

#### ④外野小学童クラブ

専用施設 2 クラスと放課後のみ図工室を借用して計 3 クラス開設していますが、教室を専有できないことによる運営上の課題が生じていることから、1 クラス分の専用施設の整備を検討していきます。

#### ⑤平磯・磯崎・阿字ヶ浦小学童クラブ

令和 3 年度に開設する統合校に 3 クラス確保します。

#### (5) 民間学童クラブへの運営費新規補助及び施設整備費補助について

提供するサービスの内容に対する多様なニーズを満たしている民間学童クラブへの運営費の補助の実施については、本計画期間においては、市域全体として量の見込みに対する確保方策は充足していると考えられるため、確保方策にある開設クラス 21 を上限に既存の事業者に対する補助を基本とし、新規補助にあたっては、開設場所、開設時間、提供するサービスの内容、保育料、需要の有無、その他地域における役割・公益性等を総合的に勘案した上で検討してまいります。

施設整備費の補助については、事業の安定性が継続的に確保されることが必要であることから、対象事業者を社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人とします。また、前述のとおり学童クラブとしての確保方策は充足しているため、協議対象となる整備事業は、複合事業（学童クラブ以外の社会福祉施設やコミュニティー施設等との併設）に限定するものとします。

#### ◆一体型の学童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量・実施計画

一体型の学童クラブ及び放課後子ども教室とは、総合プランにより示されているもので、両事業を小学校敷地内または隣接地で実施し、放課後子ども教室開催時に学童クラブの利用児童が共通のプログラムに参加できるものをいい、本市では、令和元年度現在、3 校を一体型で実施しています。放課後子ども教室の実施にあたっては、プログラムのコーディネーターやボランティアの確保等多くの市民の協力をいただく必要があります。既実施校でも運営課題が多くあるところですが、計画期間内の一体型実施校の増を目指します。

区分	R2	R3	R4	R5	R6
小学校区数	20	18	18	18	18
実施校数(一体型)	4	5	5	6	6
実施校数(その他)	17	17	17	17	17

#### ◆学童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する方策

本市では、令和元年度現在、昔遊びや工作等の体験活動プログラムを中心とした一体型の教室を 3 校、学習支援を中心とした子ども教室を 12 校で実施していますが、実施体制の統一化や情報交換体制の構築が課題となっています。

総合プランでは、市町村は地域の実情に応じた効果的な学童クラブ及び放課後子ども教室の実施に関する検討の場として「運営委員会」の設置をすることが求められています。今後、放課後対策事業の包括的な実施を目指していくために運営委員会の設置を検討し、学童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な実施を検討していきます。



◆小学校の余裕教室等の学童クラブ及び放課後子ども教室への活用等，学校との連携に係る方策

本市において学童クラブ及び放課後子ども教室の事業実施にあたっては，各学校との連絡調整を緊密に行い，余裕教室の使用等について学校に対し協力を求めています。また，下記事項等について，事業実施に関する各学校との連携・協力体制を促進します。

- ◎余裕教室の活用の優先度に関する事項
- ◎事業実施時の防犯・セキュリティー対策
- ◎下校から事業への接続に関する事項
- ◎事故対応時の連携方法
- ◎事業における校庭や体育館等の積極的な活用
- ◎事業を利用する特別な配慮を要する児童に関する連携方法

◆学童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る福祉部と教育委員会の連携に関する方策

両事業の実施に関して，福祉部が所管する「子どもの居場所づくり事業」との連携を図るとともに，効果的・効率的な実施体制について定期的な情報交換・打合せの場を設定します。また，市子ども・子育て審議会においても協議を行っていきます。

◆特別な配慮を要する児童への対応に関する方策

近年，自閉症スペクトラム等特別な配慮を要する児童が学童クラブを利用するケースが増えています。学校生活においては，少人数教室及び学校介助員の配置等により落ち着いて生活できている児童であっても，学童クラブでは大人数の中の1人となってしまう様々な2次障害によりトラブルとなっている事例があります。そのような現状の中，特別な配慮を要する児童が安心して，落ち着いて学童クラブで生活できるようにするとともに，児童にとって最適な放課後の居場所を見いだせるようにするため，下記の対応を検討・実施していきます。

◎入会前のお試し利用の実施

入会申込時に配慮を要する旨申し出のあった児童について，スムーズな利用につながるよう入会前のお試し利用の実施を検討します。

◎放課後児童支援員の加配

対象児童のいるクラブについて，放課後児童支援員の加配による人的措置を行います。

◎学校及び保護者との定期カンファレンスの実施

学校及び保護者と定期的なカンファレンスを実施し，クラブの利用方法や支援の在り方について検討します。

◎障害福祉担当部局との連携によるクラブ巡視

発達障害等の専門知識をもつアドバイザーが小学校や保育園同様に巡回することを検討します。

◆公立学童クラブの対象学年及び開設時間の検討

本市では現在，対象学年について公立学童クラブは4年生までを対象とし，民間学童クラブは6年生までを対象としています。また，開設時間について公立学童クラブは，授業のある日が放課後から18時まで，学校の休業日が8時から18時までとしています。民間学童クラブは，大半が18時半以降まで開設しており，高学年の利用ニーズ及び長時間の利用ニーズについて民間学童クラブが公立学童クラ

ブを補完する体制をとっております。

今後、利用者ニーズの精査を行い、学校施設におけるセキュリティー対応や民間学童クラブとの棲み分け、1～6年生の複式学級の是非、利用者の増加による放課後児童支援員及び開設場所の確保等の諸課題を総合的に勘案し、本市の実情に応じた公立学童クラブの対象学年及び開設時間に係る検討を進めていきます。

#### ◆遊びの場・生活の場としての質の向上に関する方策

近年、利用者の増加や多様化に伴い、学童クラブにおける質の向上が施設環境の面でも支援内容の面でも求められています。

施設環境面については、小学校の空き教室で開設している公立学童クラブのうち、特別教室及び少人数教室を放課後の時間のみ借用しているクラブについては、遊び・生活の場としての環境整備が難しいため、専用施設の整備を順次検討していきます。また、その他のクラブについても、室内レイアウトの工夫や備品の導入等により、快適で機能的な環境づくりを目指していきます。

支援内容の向上については、放課後児童支援員を対象とした“遊び、教育、衛生、保健、防犯”等各種研修を実施し支援の質の向上に取り組みます。また、主に長期休業日を中心に地域の方のご協力をいただきながら、積極的に様々なイベント等を実施し支援内容の充実を図っていきます。

#### ◆育成支援の内容を利用者及び地域住民への周知を推進させるための方策

公立学童クラブの支援の質の向上及び平準化を図るため、「ひたちなか市公立学童クラブ運営指針」（仮称）を策定するとともに、保護者及び地域の方に学童クラブの活動内容を広く知っていただくため、市報やホームページで周知してまいります。また、保護者が安心して利用できるよう育成支援の方針等を記載した“学童クラブのしおり”の作成・配布に取り組んでまいります。

### (3) 重点施策

#### ①保育・教育の充実

##### <現状と課題>

少子化により子どもの数が減少するとともに、保育需要の高まりも相まって、幼稚園の利用者は減少傾向にあります。私立幼稚園においては、3歳児保育や預かり保育、通園バスの運行などの取組により、多様なニーズに対応し園児を確保していますが、公立幼稚園の園児数は減少が続いています。しかし、幼児教育は生涯に渡る人格形成を培う重要なものであり、保育需要が高まる中においても幼稚園への一定の需要はあることから、引き続き、公立・私立それぞれの幼稚園が特色ある教育を充実させ、市の幼児教育の質をさらに高めることが求められています。

また、保育所においては入所希望の低年齢化が進み、保育需要が一層の高まりを見せる一方で、保育士の確保は難しく、児童の受入体制の構築は一段と困難になっています。さらに、近年は発達に課題のある児童や、アレルギーを持つ児童への対応など、保育の現場においては新たな課題が次々と顕在化しており、高い専門性が要求されるようになっていきます。

##### <取組方針>

○10園ある公立幼稚園を4園に再編・拠点化し、規模の適正化を図るとともに、特別支援教育に係る知識や技術の習得、インクルーシブ教育体制の整備、子育て支援や保幼小連携など、幅広い幼児教育の研究・実践を行い、幼児教育の質の向上を図るとともに、その研究の成果を発信する役割を担います。

○公立保育所の役割として、障害のある児童への対応や保育士のスキルアップなど保育の現場での新たな課題に対応するための知識や支援技術を積極的に獲得し、民間保育所とも連携を図りながら市内全体の保育の質を確保します。

○保育指針に即した適切な保育を提供するとともに、保育士が児童ひとりひとりとしっかり向き合える保育を推進します。

○3歳未満児の保育需要に適切に対応するため、公立小規模保育所を早期に開設するとともに、その連携先として新たな東石川保育所を迅速に整備します。

○保育需要に応じた年齢ごとの定数変更など民間保育所にも協力をいただきながら、保育を必要とする児童の受入体制を確保します。

○私立幼稚園や民間保育所における特色ある教育・保育を推進するため、引き続き運営の支援を行います。

○不足する保育士や幼稚園教諭の確保を図るための取組を一体的に行い、幼児教育・保育の担い手の確保と育成を強化していきます。

○幼稚園や保育所など未就学児の保育に係る施策、また、就学の前後を通じた施策について、可能な限り一体的に推進できるよう、執行体制を整理します。

○保育所や幼稚園における保育・幼児教育の成果が適切に小学校に引き継がれ、児童が安心して学校生活を送れるよう、就学前の段階から関係機関同士が連携を図る保幼小接続及び連携の取組を推進します。

## ②保育士や幼稚園教諭が働きやすい環境づくり

### <現状と課題>

全国的な保育需要の増大により、保育士の確保は一層困難になっており、児童の受入体制の確保にも支障が生じています。保育士が不足する中、余裕をもった職員配置ができる保育所は少なく、保育士がひとりひとりの児童としっかり向き合える時間を確保することが困難となっています。

また、保育士の給与に関しては、独自の賃金上乘せなどを行う自治体が増加しており、処遇改善をめぐって地域間の格差が拡大しつつあります。

こうした現状を打開するため、職場環境改善への取組として、事務負担軽減のための機器を導入するICT化の推進や保育の現場を知ってもらうための見学会の実施などの取組が広がっています。さらに、幼稚園においても、人材不足や処遇などをめぐる課題がみられることから、保育士や幼稚園教諭が継続的に働ける環境づくりに向けた取組を進めていく必要があります。

### <取組方針>

○保育や幼児教育の仕事の魅力を発信するとともに、保育所見学ツアーや職場体験講習会などを実施しながら、保育士や幼稚園教諭の資格・免許を持ちながら現場を離れた人材などを呼び戻します。

○ハローワークと連携し、市内の民間保育所・私立幼稚園の合同就職説明会を実施します。

○国による処遇改善を適切に活用しながら、しっかりと保育士の給与へ反映できるよう民間保育所の運営を支援するとともに、市独自の支援策についても検討していきます。

○保育士が保育業務に専念できるよう、ICTなどを活用し業務を効率化します。

○保育士に過度な負担が掛からないよう、実態に応じた適切な人員配置を推進します。

○幼稚園教諭の確保や処遇のあり方について、課題を整理しながら必要な取組を実施します。

### ③放課後学童クラブの充実

#### <現状と課題>

女性就業率の上昇、ひとり親世帯の増加等により、放課後学童クラブの利用者は年々増加しており、公立学童クラブの開設単位数を増やし対応をしてきていますが、児童数の多い学校を中心に支援員や開設場所の確保及び環境整備が難しくなっています。また、厚労省の放課後児童クラブ運営指針により学童クラブが担うべき役割の拡充が示され、現場では、特別な支援を要する児童も増加しており、支援員のスキルアップが急務となっています。さらに、公立学童クラブの対象学年の拡大や開設時間の延長に関するニーズ、食事やおやつを提供、学習や体験活動等の付加価値を求めるニーズも一定数あると考えられ、今後、放課後の児童の安全・安心な生活・遊びの場として、量的にも質的にも放課後学童クラブの充実を図っていく必要があります。

#### <取組方針>

○公立学童クラブについては、「ひたちなか市公立学童クラブ運営指針」を策定し、これまでの“見守り”中心の事業から児童ひとりひとりに向き合う“育成支援事業”への転換を目指します。また、運営指針に則し各学童クラブで提供するサービスの向上及び平準化を図ります。

○公立学童クラブのうち教室不足等により日中授業で用いている教室を放課後のみ借用し開設しているクラブについては、十分な生活環境づくりが難しいため、専用施設を整備し環境改善を図ります。

○市内各学童クラブに勤務する又は勤務を希望する者に対し、県が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」をはじめとする様々な研修機会を積極的に提供し、支援員の人材確保及びスキルアップを図ります。

○対象学年拡大や長時間開設、食事やおやつを提供、学習や体験活動等の付加価値を求めるニーズ等を充足し、共働き世帯等の子どもの放課後の居場所に係る選択肢を確保するため、民間学童クラブへの補助を継続して実施します。

④子どもの居場所づくり

<現状と課題>

塾や習い事の普及や、子どもが巻き込まれる犯罪の増加など、子どもを取り巻く社会や家庭の環境・価値観の変容に伴い、かつてのように地域の中で自由に遊びまわる子どもの姿を見かけることは少なくなり、小学生の休日や放課後の過ごし方は、大きく変化してきました。

その一方で、地域の中での支え合いが少なくなったことで、孤立する家庭や子どもが見えづらくなってきています。

<取組方針>

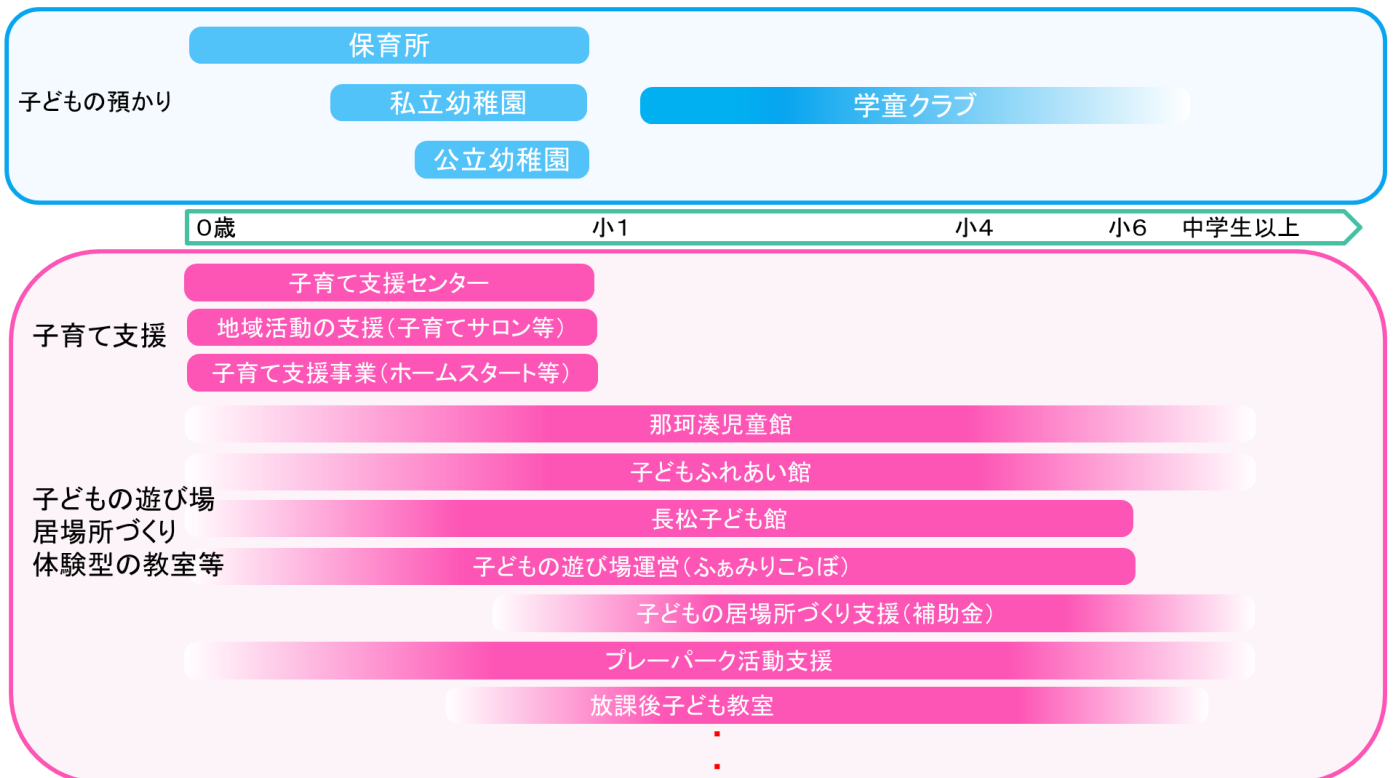
○地域が自主的に運営する子どもふれあい館や長松子ども館の活動を引き続き支援するとともに、地域の団体などが取り組む、子どもの居場所を創出する取組を引き続き支援するとともに、活動が市内に広がっていくよう支援していきます。

○子育て家庭や子どもが気軽に集えるよう、子ども食堂など従来の形態にこだわらず、居場所を創出するための新たな取組を支援していきます。

○子どもが主体的に考えながら屋外で思い切り遊ぶことができる場を提供する取組である、プレーパーク活動が市内に広まっていくよう、その活動だけでなく普及啓発に係る取組についても支援していきます。

○那珂湊児童館は津波浸水想定区域内に立地していることから、高台への移転について検討するとともに、子育て支援機能も含めて、那珂湊地区の子どもの拠点となるような施設となるよう、移転後の施設の機能についても検討を進めます。

<子育て支援・子どものあずかり・子どもの居場所などの政策イメージ>



## ⑤屋内遊び場の充実

### <現状と課題>

本市には、小学生が自由に遊ぶことができる屋内施設は少なく、新たに開設した多世代交流施設「ふぁみりこらぼ」内の「コドモノアソビバ」は多くの子ども達に利用されています。しかし、この取組は本来貸室として利用される一室を占有して行う、暫定的な事業であることから、長期に渡り事業を実施することは、一般の利用を妨げになることが懸念されています。

### <取組方針>

- 小学生が思い切り遊ぶことができる屋内の遊び場については、子どもや保護者のニーズを探りながら、施設のコンセプトや有する機能などについて具体化していきます。
- 新たな施設については、**有する機能や立地**も含めて、整備に向けて検討を進めていきます。

## ⑥地域の力を活かした子育て支援の充実

### <現状と課題>

市内には 21 の子育てサロンが、自治会、民生委員や NPO 法人など地域で子育て支援に取り組む団体により運営されている。また、子育てに係る相談や、相談者の実情に即した支援を継続的に行う、利用者支援事業についても、NPO 法人が新たに取り組むなど、地域全体が子育て家庭を支援するまちづくりが進んでいます。

### <取組方針>

- 引き続き、子育て支援コーディネーターを活用し、子育てサロンなど地域での子育て支援活動をしっかりとサポートしていきます。
- これまで行政や社会福祉法人などが担ってきた、利用者支援事業や子育て支援拠点事業などの地域子ども・子育て支援事業についても、NPO 法人などの参入を促進し、多様なニーズへ対応していきます。

## ⑦全ての家庭に寄り添った子育て支援体制の構築

### <現状と課題>

本市は大企業や自衛隊などが立地していることから、慣れ親しんだ土地を離れ、出産・子育てをしている方が多くいます。出産後は乳児家庭全戸訪問事業により、必ず保健師などの専門職が訪問していますが、早期に必要な支援につなげるためには、妊娠期より切れ目なく支援していく必要があります。

### <取組方針>

○ヘルス・ケア・センター内に新たに設置する子育て世代包括支援センターを核として、妊娠・出産期から子育て期にわたり、全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、必要な支援を切れ目なく行っていきます。

○子育て世代包括支援センターにおいては、関係機関と必要な情報を共有できる仕組みを構築し、支援を行う関係機関をコーディネートします。

○利用者支援事業や子育て支援拠点事業など、子育て家庭に資する資源を引き続き開発していきます。

○児童及びその家庭が抱える様々な問題に対応できるよう、相談窓口となる家庭児童相談室の機能について、更なる充実に努めます。

## ⑧子育て世代の定住促進

### <現状と課題>

本市はこれまで産業へのきめ細やかな支援や企業誘致などの取組を通じて、職住近接のまちづくりを進めてきたところであり、少子高齢化の進行は国・県に比して緩やかになっているなど、若い世代の確保に一定の成果を挙げてきました。合計特殊出生率も国・県に比して高い状態で推移しているものの、社会増減については、主に県北地域より人口が流入する一方、水戸市や東京大都市圏に同程度が流出しています。

今後、少子高齢化が進展し、人口減少が進む中でも、活力があるまちとして本市が持続的に発展を続けていくためには、出生数を増やすだけでなく、本市に子育て家庭を呼び込み、根付いていく循環を構築する必要があります。

### <取組方針>

○引き続き、子ども・子育て支援施策の充実に努めることはもとより、子育て家庭を本市に呼び込めるよう、従来の手法にこだわらず、民間のノウハウも活用し、そのニーズを掘り起こすとともに、的確に施策へ反映させていきます。

○また、子育て家庭のニーズに即した本市の優位性について、効果が期待される様々な手法を用いて積極的に発信するなど、「子育て世代に選ばれるまち ひたちなか」のブランドイメージの創出、普及に取り組んでいきます。